

令和 6 年第 4 回（12月）定例会

つ が る 市 議 会 会 議 録

令和 6 年 11 月 28 日 開会

令和 6 年 12 月 12 日 閉会

つ が る 市 議 会

令和6年第4回つがる市議会 定例会会議録目次

第 1 号 (11月28日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開会、開議宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第75号～議案第96号の上程、提案理由の説明	6
・ 議案第75号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和6年度つがる市一般会計補正予算(第3号))	
・ 議案第76号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例)	
・ 議案第77号 令和6年度つがる市一般会計補正予算(第4号)案	
・ 議案第78号 令和6年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第3号)案	
・ 議案第79号 令和6年度つがる市下水道事業会計補正予算(第3号)案	
・ 議案第80号 つがる市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案	
・ 議案第81号 つがる市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する条例案	
・ 議案第82号 つがる市消防団条例の一部を改正する条例案	
・ 議案第83号 つがる市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案	
・ 議案第84号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市道の駅アーストップ)	
・ 議案第85号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市体験農園施設及びつがる市柏ガラス温室及び生きがい農園)	
・ 議案第86号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市車力農林水産物直売・食材供給施設むらおこし拠点館「フラット」)	
・ 議案第87号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件 (つがる市つがる地球村及びつがる市つがる地球村スポーツパーク)	

- ・議案第88号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市柏老人福祉センター)
- ・議案第89号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市木造福祉交流センター「花しょうぶの館」)
- ・議案第90号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市柏ふるさと生きがいセンター)
- ・議案第91号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市車力ウェルネスセンター)
- ・議案第92号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市健康増進施設)
- ・議案第93号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市木造福祉センター「かつこうの館」、稲垣特別養護老人ホーム安住の里、つがる市稲垣デイサービスセンター及び車力特別養護老人ホームゆうあいの里)
- ・議案第94号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市柏デイサービスセンター)
- ・議案第95号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市柏ふるさと交流センター)
- ・議案第96号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市柏総合体育センター、つがる市木造河川敷運動場及びつがる市柏河川敷運動場)

散会の宣告…………… 7

第 2 号 (12月2日)

議事日程……………	9
本日の会議に付した事件……………	9
出席議員……………	10
欠席議員……………	10
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名……………	11
職務のため議場に出席した者の職氏名……………	11
開議宣告……………	12
諸般の報告……………	12
一般質問……………	12
8番 長谷川榮子議員……………	12
2番 三橋あさみ議員……………	19
9番 成田 博議員……………	28
散会の宣告……………	34

第 3 号 (12月3日)

議事日程	3 5
本日の会議に付した事件	3 6
出席議員	3 7
欠席議員	3 7
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3 8
職務のため議場に出席した者の職氏名	3 8
開議宣告	3 9
一般質問	3 9
3 番 山内 勝議員	3 9
1 番 平田浩介議員	4 4
5 番 齊藤 渡議員	5 3
総括質疑	5 6
予算特別委員会の設置	5 7
議案等委員会付託	5 7
散会の宣告	5 7

第 4 号 (12月12日)

議事日程	5 9
本日の会議に付した事件	5 9
出席議員	6 0
欠席議員	6 0
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	6 1
職務のため議場に出席した者の職氏名	6 1
開議宣告	6 2
予算特別委員長審査報告、質疑、討論、採決	6 2
総務常任委員長審査報告、質疑、討論、採決	6 3
経済建設常任委員長審査報告、質疑、討論、採決	6 4
教育民生常任委員長審査報告、質疑、討論、採決	6 6
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
・ 発議第5号 つがる市議会委員会条例の一部を改正する条例案	
日程の追加	6 8
議案第97号～議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
・ 議案第97号 令和6年度つがる市一般会計補正予算(第5号)案	
・ 議案第98号 令和6年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案	
・ 議案第99号 令和6年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)案	
・ 議案第100号 令和6年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第4号)案	
・ 議案第101号 令和6年度つがる市下水道事業会計補正予算(第4号)案	

- ・ 議案第102号 つがる市職員の給与に関する条例及びつがる市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案
- ・ 議案第103号 つがる市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- ・ 議案第104号 つがる市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

市長の挨拶	7 1
閉会の宣告	7 2
署 名	7 3

第 1 号

令和6年11月28日（木曜日）

令和6年第4回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和6年11月28日（木曜日）午前10時開会、開議

1 開会、開議宣告

1 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第75号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和6年度つがる市一般会計補正予算（第3号）

議案第76号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例）

議案第77号 令和6年度つがる市一般会計補正予算（第4号）案

議案第78号 令和6年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第79号 令和6年度つがる市下水道事業会計補正予算（第3号）案

議案第80号 つがる市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

議案第81号 つがる市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する
条例案

議案第82号 つがる市消防団条例の一部を改正する条例案

議案第83号 つがる市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案

議案第84号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件

（つがる市道の駅アーストップ）

議案第85号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件

（つがる市体験農園施設及びつがる市柏ガラス温室及び生きがい農園）

議案第86号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件

（つがる市車力農林水産物直売・食材供給施設むらおこし拠点館「フラット」）

議案第87号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件

（つがる市つがる地球村及びつがる市つがる地球村スポーツパーク）

議案第88号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件

（つがる市柏老人福祉センター）

議案第89号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件

（つがる市木造福祉交流センター「花しょうぶの館」）

議案第90号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市柏ふるさと生きがいセンター)

議案第91号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市車力ウェルネスセンター)

議案第92号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市健康増進施設)

議案第93号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市木造福祉センター「かっこうの館」、稲垣特別養護老人ホーム安住の里、つがる市稲垣デイサービスセンター及び車力特別養護老人ホームゆうあいの里)

議案第94号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市柏デイサービスセンター)

議案第95号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市柏ふるさと交流センター)

議案第96号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市柏総合体育センター、つがる市木造河川敷運動場及びつがる市柏河川敷運動場)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	平田浩介	２番	三橋あさみ	３番	山内勝
４番	秋田谷建幸	５番	齊藤渡	６番	田中透
７番	佐々木敬藏	８番	長谷川榮子	９番	成田博
１０番	木村良博	１１番	佐藤孝志	１２番	野呂司
１３番	天坂昭市	１４番	成田克子	１５番	佐々木慶和
１６番	平川豊	１７番	山本清秋	１８番	高橋作藏

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	山 谷 光 寛
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長職務代理者	杉 森 広 宣
監 査 委 員	台丸谷 績
総 務 部 長	高 橋 一 也
財 政 部 長	平 田 光 世
民 生 部 長	高 橋 勉
健康福祉部長	島 田 安 子
経 済 部 長	三 上 恒 寛
建 設 部 長	成 田 正 隆
教 育 部 長	鳴 海 義 仁
消 防 長	江 良 康 博
農業委員会事務局長	竹 内 攻 規
監査委員事務局	渡 辺 一 晋
総 務 課 長	葛 西 正 美
財 政 課 長	葛 西 明 仁
市 民 課 長	川 越 七 重
福 祉 課 長	宮 西 良 和
農林水産課長	佐々木 雅 規
土 木 課 長	長 内 研 也
教育総務課長	小田桐 勇 人
消防本部総務課長	工 藤 真 史
会 計 課 長	山 谷 慎 一

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 口 淳 志
議事総務課長	三 上 雅 弘
議事総務課長補佐	福 士 寿 幸
主 査	成 田 耕 太

◎開会、開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、令和6年第4回つがる市議会定例会を開会します。

それでは、会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（木村良博君） 本日の議事日程は、タブレットに配信した日程のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、平田浩介議員、2番、三橋あさみ議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（木村良博君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、タブレットに配信した会期予定表のとおり、本日から12月12日までの15日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、会期は本日から12月12日までの15日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（木村良博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づく今定例会の説明員については、タブレットに配信した名簿のとおりであります。

次に、市長から報告第9号 専決処分した事項の報告の件 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更について、報告第10号 専決処分した事項の報告の件 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合理約の変更についての報告2件。監査委員からは例月出納検査の令和6年度の8月から9月分の報告書の提出があり、タブレットに配信しております。

11月21日開催の議会運営委員会で協議した陳情第4号から陳情第6号について、取扱い要綱により、議員配布と決定したので、その写しを議席に配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第75号～議案第96号の上程、提案理由の説明

○議長（木村良博君） 日程第4、議案第75号から第96号の計22件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

倉光市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） 本日ここに、令和6年第4回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思います。

本定例会に提出いたしました案件は、専決処分2件、予算案3件、条例案4件、指定管理13件の合わせて22件であります。

まず、専決処分した事項についてご説明申し上げます。

議案第75号 令和6年度つがる市一般会計補正予算（第3号）は、衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙に係る費用について追加したものであります。

次に、議案第76号 つがる市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例は、給付に係る所得要件の算定のため引用している児童手当法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものであります。

いずれも、早急に措置する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本職において専決処分したものであります。

続きまして、予算案についてご説明申し上げます。

議案第77号 令和6年度つがる市一般会計補正予算（第4号）案は、電気料金の高騰に対応するための経費及び当初予算に見込めなかった経費などについて、所要の予算措置を講ずることとしたものであります。

その結果、一般会計の予算規模は既決予算に2億3,924万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を248億5,375万7,000円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明申し上げます。

2款総務費では、東京事務所費において、令和7年2月からの事務所借上契約の更新手続き費用を計上いたしました。

3款民生費では、介護保険に係る地域密着型サービス等提供施設について、県補助金の交付決定により、グループホームの施設整備費補助金を計上いたしております。

6款農林水産業費及び8款土木費では、電気料金の高騰に対応するため、下水道会計繰出金として合わせて1,475万1,000円を追加計上いたしました。

7款商工費では、つがる地球村費にスポーツパーク遊具設置工事費を新たに計上いたしました。

10款教育費では、電気料金高騰に対応するため、各小学校中学校費及び給食センター費のほか、社会教育施設並びに保健体育施設に係る指定管理料への影響額について計上したものであります。

次に歳入予算について、ご説明申し上げます。

主なる財源といたしましては、歳出との関連における国・県支出金を計上いたしました。

また、財政調整は財政調整基金からの繰入金により、全体の補正額を調整したところであります。

議案第78号 令和6年度介護保険特別会計補正予算（第3号）案及び議案第79号 令和6年度つがる市下水道事業会計補正予算（第3号）案の2件につきましては、予算特別委員会でのご審議の際に、詳細にご説明申し上げます。

続きまして、条例案についてご説明申し上げます。

議案第80号 つがる市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案は、つがる市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第81号 つがる市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する条例案は、地方自治法の一部改正に伴い、関係条例について整理を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第82号 つがる市消防団条例の一部を改正する条例案は、団員の減少に伴う定員の見直し及び団員確保対策として定年を引き上げるため改正を行うものであります。

議案第83号 つがる市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案は、この条例による助成事業が県の補助を受けていることから、県実施要領との整合性を図るため改正を行うものであります。

議案第84号から議案第96号までのつがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件13件は、各施設の指定期間満了に伴い指定管理者を指定するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何とぞ、慎重にご審議の上、原案どおり御承認、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提出議案の説明といたします。

以上であります。

○議長（木村良博君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（木村良博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日11月29日金曜日は、議案熟考のため休会となります。12月2日月曜日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

（午前10時13分）

第 2 号

令和 6 年 1 2 月 2 日（月曜日）

令和6年第4回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和 6 年 1 2 月 2 日（月曜日）午前 1 0 時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	平田浩介	２番	三橋あさみ	３番	山内勝
４番	秋田谷建幸	５番	齊藤渡	６番	田中透
７番	佐々木敬藏	８番	長谷川榮子	９番	成田博
１０番	木村良博	１１番	佐藤孝志	１２番	野呂司
１３番	天坂昭市	１４番	成田克子	１５番	佐々木慶和
１６番	平川豊	１７番	山本清秋	１８番	高橋作藏

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	山 谷 光 寛
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	藤 本 正 彦
監 査 委 員	台丸谷 績
総 務 部 長	高 橋 一 也
財 政 部 長	平 田 光 世
民 生 部 長	高 橋 勉
健康福祉部長	島 田 安 子
経 済 部 長	三 上 恒 寛
建 設 部 長	成 田 正 隆
教 育 部 長	鳴 海 義 仁
消 防 長	江 良 康 博
農業委員会事務局長	竹 内 攻 規
監査委員事務局長	渡 辺 一 晋
総 務 課 長	葛 西 正 美
財 政 課 長	葛 西 明 仁
市 民 課 長	川 越 七 重
福 祉 課 長	宮 西 良 和
農林水産課長	佐々木 雅 規
土 木 課 長	長 内 研 也
教育総務課長	小田桐 勇 人
消防本部総務課長	工 藤 真 史
会 計 課 長	山 谷 慎 一

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 口 淳 志
議事総務課長	三 上 雅 弘
議事総務課長補佐	福 士 寿 幸
主 査	成 田 耕 太

◎開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（木村良博君） 本日の議事日程は、タブレットに配信のとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

市議会定例会開会中の服装については、通年輕装としており、ノーネクタイを可としております。

また、会議中は、自由に上着を脱ぐこととしておりますので、改めて報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（木村良博君） 日程第2、一般質問を行います。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内であります。

◇ 長谷川 榮 子 君

○議長（木村良博君） それでは、通告順に質問を許可します。

第1席、8番、長谷川榮子議員の質問を許可します。

長谷川榮子議員。

〔8番 長谷川榮子君登壇〕

○8番（長谷川榮子君） 改めて皆様おはようございます。通告の第1席を賜りました、五和会の長谷川榮子でございます。質問に入る前に議長からお許しをいただきましたので一言発言していきたいと思います。

月日のたつのは何と早いことでしょうか。今日は12月の2日。あっという間の1年でした。年を取ったせいなのでしょう。特にそれを強く感じているこの頃でございます。

考えてみると、私たち議員もこの12月でもって、もう折り返し地点の2年が過ぎました。私は今日も皆様とこうして元気にこの場所におられることに、生きがいというか、こうして元気に皆様と議場に集うことができることに、この上ない喜びを感じ、またこの場所をお与えくださいました皆様に心から感謝を申し上げるものです。あと残りの2年間も今日のように元気で、毎日、皆様とお会いできる日を願いながら、今議会も頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

今回は洋上風力発電について、この1点を通告しております。

中身の濃い議論を交わしたいと思いますので、担当部長をはじめ市長よろしく願い申し上げます。まず、洋上風力発電の建設スケジュールについて伺い申し上げます。まだ決まっていない部分もありかと思しますので、知っている範囲内、決まっている範囲内で結構でございますので、よろしく願い申し上げます。

その2点目として、洋上風力発電を建設することによって、経済的なメリットというのはどんなことが考えられますでしょうか。

以上、洋上風力発電について伺いいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

倉光市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） 私の方からまず1回目の1点目、スケジュールについてということにお答え申し上げます。

洋上風力発電事業については、まずその前に、今までもずっとやってきましたけど、今までの経緯と、これからについてちょっとお話ししてみたいと思います。

洋上風力発電事業については、まず、根本となる法律なんですけど、これは海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律と。いわゆる再エネ海域利用法というものでありますが、これに基づいて今国が進めているということでもあります。再エネ海域利用法でございます。

具体的にはですね、国、いわゆる経産大臣と国交大臣、この2つの官庁が洋上風力発電の実施可能性のある海域について、毎年度、区域指定、この区域指定には3種類ございますが、準備区域、そして有望区域、そして一番実施に近い促進区域、この3つの区域を指定します。発電事業に必要な要素が整理された最終段階の促進区域となった段階で、事業者の公募が実施されるというところでもあります。今はまさに私どもの日本海の南区域ですが、今この促進区域の事業の公募に入っているという段階であります。

本市の沖合を含む青森県日本海沖南側でございますが、これについては令和元年の7月に、準備区域に指定されました。そして令和2年の7月、1年後ですね、有望区域に指定されました。その後、法律で定める法定協議会を合計4回開催しまして、令和5年12月に促進区域に指定されたという経緯であります。今申し上げましたとおり、現在、事業者の公募の最終段階に入っておりまして、今月中には、事業者が選定する運びというふうに情報を得てございます。今年、今年中には決まるということでもあります。

公募による事業者選定後、選定された事業者は環境アセスメントや漁業影響調査をはじめ、地域

や漁業との共存共栄を図るための地元への説明会、あるいは、安全対策のための漁業関係者、船舶運航事業者、海上保安部との調整をいたします。そしてまた、関係自治体や関係漁業団体で構成いたします協議会での協議を経て、建設工事が行われ、その後、工事完了後、供用開始と運転開始となる、そういう工程表であります。今申し上げました環境アセスメントについては4年程度かかるだろうと。一般的に見て、4年ぐらいかかるはずでございます。建設工事については、取り掛かってしまえば2年程度で完成するというような今までの他区域での情報であります。今、まだ事業者が選定されていない状況でございますので、事業計画が示されておりませんが、事業者の公募に用いる公募占用指針、これを見る限りでは、おそらく、遅くとも令和13年の3月31日までには運転開始がされるんだというふうに見込んでいるところであります。よその区域の事例もありますが、この他区域の参考事例については、今申し上げませんが、他のところもやはりそういうようなスケジュールで進んでいるということでございますので、こちら側も、私どもの区域もそういうスケジュールで進むんだろうと思ってございます。

他の質問については、答弁については、担当部から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、改めましておはようございます。私からは、2点目の洋上風力発電を建設することによる経済的、財政的なメリットについてお答えいたします。

青森県沖日本海南側の洋上風力発電につきましては、現在事業者の公募選定中でありまして、事業者の計画などの資料が公開されていない状況にありますので、一般的に考えられる財政的なメリットについてお示しいたします。

まずは税収の増加でございます。巨大な風車が建設されるとともに、送電網や管理事務所などの建設により、固定資産税の増収が見込まれています。また、建設に関わる直接雇用や、運営に伴う維持管理に関する雇用が創出されること。さらには地元企業への様々な物件の発注などが見込まれますため、市町村民税や法人市民税などの増収も想定されます。これらの税収については、地域の公共サービスやインフラ整備に使われることになり、地域経済の発展に寄与されることが見込まれています。

次に、地域振興や漁業振興のための基金の設置についてでございます。

事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、発電事業で得られた利益を地域への還元を目的として、今後設置されます基金への出捐、これは一般的な寄附金の性格のあるものでございます。基金への寄附金を行うこととされています。この基金への寄附の規模、額については、公募占用指針により30年間で45億円程度の見込みとなっております。今後、関係自治体や漁業関係者にどのような割合で配分するのかを協議して、決めていくこととなります。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） まだ、しっかりと確定していない部分もある中で、ご説明いただきましてありがとうございます。今の説明からいきますと、順調に進んだ場合は、大体7年後ぐらいですか、6、7年後ぐらいには海上にこの洋上風力発電所が完成というふうに理解していいのでしょうか。まずその1点お願いします。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、議員おっしゃる通り、その予定となっております。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） ありがとうございます。7年ぐらいで海上の風景ががらりと変わるというのは、今私の頭の中には夢のようなそんな風景が、走馬灯のように頭に浮かんでいるところです。実現すると本当にいいなと思います。

それから部長の説明によると、メリットというのは30年間で大体45億円と見込まれているそうですが、この45億円程度の見込まれる金額ですが、これつがる市にばかり入る金額ではないんですよね。そこのところもうちょっと詳しくお願いします。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、事業者の寄附による45億円。この行き先ついていいですか、そこはですね、まず、つがる市と鰯ヶ沢町さんと深浦町さんの3自治体と沿岸の5つの漁協、団体、全部で8団体。3自治体、5団体となっております。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） 莫大な金額なんで。私最初伺ったときに、これ、がっばりつがる市に入ってくるもんだと思ってうれしかったんですけど、聞いてますと、そうではなくって、できるだけつがる市の沖合にたくさんこの発電所ができると割合が多くくるんですよね。それもまだ分かっていないんですよね。くるように願いますね。

そこで、私のもとに寄せられる声は、漁師さんの補償というんでしょうか。海に關係して仕事をしている、そういう人たちに、この補償というか、そういうのがどのぐらいあるんだろうか、そういう声が寄せられます。特に漁師さんの場合は温暖化のせいでしょうか、最近魚が獲れないんだそうですね。後継者もないということで、漁師を辞めようか、そういう声が聞かれます。そういうときに、この洋上風力発電所で補償金がもらえるのであれば、それをもらってさっぱりと漁師を辞めたい、そういう声が聞かれるもんですから、まず、その漁業者の漁業権を持っている方はつがる市にはどのぐらいいらっしゃるんでしょうか。

そして、そういう方々に補償金というか、協力金というか、そういうものは期待できるんでしょうか。その辺教えてください。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、まず市内の漁業権といいますか、漁業者の数でございますけれども、車力漁業協同組合の組合員数は261人。鰯ヶ沢町漁業協同組合に所属している組合員数は9人となっております。なお鰯ヶ沢漁協の組合員数については、出来島地区の漁業者数となりますので、およそ300人漁業者がでございます。

次に、洋上風力発電事業に伴う漁業者への補償についてでございますけれども、再エネ海域利用法におきましては、海上での再生可能エネルギー開発が漁業活動に与える影響を最小限にするために、様々な協議を行うことが必要となっております。発電事業者は施設を建設する前に、漁業者と十分に協議を行い、事業内容や漁業活動への影響について話し合うことが求められており、協議を通じて本海域の漁業者であります車力漁協、鰯ヶ沢漁協、風合瀬漁協、新深浦漁協、青森県日本海機船底曳網漁業者会、5つの団体の意見を取り入れた施設設計や運営方法が検討され、漁業に影響がないように工事に着手することになります。

漁業補償については、再エネ事業者と漁協が共同で工事着手前と工事完了後に漁業への影響のモニタリングを行い、再エネ施設が漁業資源に与える影響を評価することになっています。これにより、洋上風力発電の導入に伴う一切の行為により、漁業活動に不測の制約や損害等を発生した場合には、事業者が迅速かつ確実に補償を行うこととなります。

以上です。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） 部長の今の説明ですと、分かったような、分からないような、簡単に言ったら、その漁業権を持っている人は組合員数261人だそうですね。この漁業権にも種類があるんだそうですね。洋上風力発電所に関係する漁業権を持っている人。内面というか、多分、車力の場合のこと言ってるんだと思いますけれども、車力の場合は十三湖を中心とした湖とか川で、例えばシジミ貝とか、そういう漁業権を持っている人と2種類に分かれるんだそうですね。それからいったら多分、その内面漁業権を持っている人は権利がないというふうに理解していいんでしょうか。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、議員のおっしゃる通り、これは海で漁ができる漁業者を対象としてございます。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） それとその漁師さん、海で、日本海の海で漁、魚を獲って生活してる漁師さんのことを私は言っているんですけども、私たち総務常任委員会が秋田県の能代の、この洋上風力発電所を視察に行ってきました。その時も能代の方から詳しく説明を受けまして大体のことは分かっているつもりですけども、でも今回、市民の方から大変これに関して、発電所が来るのは

大歓迎なんだそうです。その声は、魚が獲れない、漁師では生活していけない、そういう人たちの声が大きいわけです。そういう人たちが一番期待をしているのはこの補償の問題です。けれども、秋田で勉強してきたときには、造るにあたっては、大した補償というのはない。完成した暁に、その発電所が原因で魚が獲れなくなった、そういうことが明らかになった場合は考えます。そういう説明を受けてきたんです。

部長、それでいいんでしょうか。念を押して聞きます。お願いします。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 議員おっしゃる通り、漁業者への補償はあらかじめ交付金のようなもので交付、協力金とかそういう意味合いのようなものは交付されません。あくまでも風車が原因で漁獲量が減りましたとか、漁船に影響、損害を与えたとか、あくまでも風車が原因で損害が発生した場合に、減少した漁獲量や損害相当の漁業補償を行うこととなります。

以上です。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） 私も今回、この質問にあたってちょっと調べてみたんですけども、私たちのこの日本海ばかりではなくって、千葉県の方の沖合とか九州の方にもすでにこの洋上風力発電所ができております。そちらの方のデータによりますと、発電所ができたから、それが原因で魚が獲れなくなった。そういう県は1件もないそうで、そういう補償をまだ全国的に発生していないということでございました。うちの方ではどういう結果になるのか分かりませんが、今のところ漁師さんたちが期待している工事にあたる前の補償、そういうものは今のところ大した期待ができない、そういうことでよろしいんでしょうか。

もう一度お願いします。

○議長（木村良博君） 今副市長。

○副市長（今 正行君） ただいま長谷川議員の方からお話がありました、補償ですね、補償金とよく言うんですけど、それはやはりちゃんとした科学的根拠に基づいて、損害があった場合は支払われるんですけども、先ほど協力金という言葉もありましたけど、出捐金という形で、事業者が電気を売って、収益を得た中から30年で45億円業者が出捐、寄附します。それを先ほどもお話ししましたけど3自治体、あと5漁協で分けるんですけど、それを漁業振興という形でいろいろ風車を建てることによって、風車の根っこというんですか、漁礁にもなったり、あと寄附をいただいた中からいろいろ養殖やってみたりとか、漁業振興にも繋がりますので、最初から何といいましょうか補償金をあてにするとか、そういうことではなくて、事業者もちゃんと補償は補償します。何かあれば補償します。ただ、漁業振興のために出捐金も出します。そして漁業だけではなくて地元の地域振興のためにもお金を出しますということで、それを自治体とか漁協が有効活用して、今後の漁業振興とか地域振興に役立てるというふうになっております。

以上です。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） よく分かりました。ありがとうございます。

この補償のお話が出ましたので、秋田で勉強してきたときには、漁業者の方の補償というか、協力金は今のところない、そういうことでございましたけれども、工事にあたっては、岸壁の工事とか、また、物資を運ぶ道中の道路のインフラ整備とか、そういうものに対しては前向きに検討するということでございましたが、ついでに、その辺はどうでしょうか。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長

○総務部長（高橋一也君） はい、工事に伴う各種インフラ整備でございますけども、もちろん市で協力といいますか、関与できるものはしていきますし、それによって地域が潤うことにもなりますので、前向きにそれは考えてございます。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） いずれにせよできるのは間違いないということで、今月中に事業者が決まるみたいですが、そうなりますと人の出入りが活発になると思います。また、完成した暁には、私は今からとても楽しみです。出来島海岸から見る夕日の風景に洋上風力発電所があったら、素晴らしいと思います。また人気の五能線、リゾートしらかみ号、大変人気のある路線ローカル線です。そのリゾートしらかみ号から眺める洋上風力発電所の風景、これらも観光資源として大いに期待できるものと思います。そうになりましたら、市長は常日頃から水面下で、何とかこの国体のスポーツ大会に合わせて、人の出入りが活発になるものですから、宿泊施設、ホテルが欲しいと頑張っていることは承知しております。

是非とも、国体には間に合わないかと思いますが、この洋上風力発電所に関係する人の出入りなどのことを考えたら、是非ともつがる市にはホテルが欲しい。何としても市長に頑張って欲しい。そう思います。市長いかがでしょうか。

○議長（木村良博君） 倉光市長。

○市長（倉光弘昭君） 今、洋上風力のくることよってのメリット、それをどう確保するのかということだと思いますけど、まず洋上風力がくることによるまず観光面、これは海外では観光スポットになっています。今まで数多くの事業者さんが挨拶に来ましたけど、どの事業者にも、完成した暁には、そこに電気があるんだからライトアップしてくれと。そうすれば、鱒ヶ沢であろうと、出来島であろうと、車力であろうと、もうでっかい風車がずらっと並んでいるのを夜でも見ることができると。多分観光スポットになるんだろうと思っています。一方、その風車ができるまで、様々な関係人口が来ます。調査をする人、工事をする人、あと商社の人、それに関連する企業の人たちが予想できないほど多く来てるはずですよ。もうすでに始まっていますので、どの事業者が落札するかどうかは別にして、皆さんが、各事業者が、自分たちが取りたいということで落札したいというこ

とで、様々な調査であるとか、地元に対するアピールであるとか、そういう人たちの関係者はもうすでに五所川原のホテルで泊まっていると。ほぼ満杯の状態だそうです。

今、議員がおっしゃられました地元のホテルをとということでございますけど、ホテル事業者についてはまだ交渉中であります。ホテル事業者にとっては、やはり採算が取れなければ、やはり来るわけがないので、じゃあ、ある期間、一定期間、先ほど工事期間申し上げましたが、環境アセスで4、5年。工事に入ってしまうと2年と。合わせて5、6年のスパンなんですけど、その後、事前の調査、事後の調査、これもありますので、10年間ぐらいはどうやっても関係人口が流入するというふうに考えてますので、その人たちをどうにかしてこのつがる市にとどめると、泊まっていたらご飯を食べていただいというような考えがございますので、引き続きホテル事業者さんと交渉に向かっていきたい。今まだ交渉中であります。はい。あと最後の詰めの方が残ってますけど、そこが一番大事なところで、そこを精一杯頑張っていきたいと思っていますので、いずれにしても、この千載一遇の洋上風力、何千億の事業ですので、これを地元の行政もしっかり、それから地元の商工会、建設業協会、あらゆる関係団体が1つになって、この地元を通して金が動くようにというような方策を考えていきたいと思っていますので、議員皆様のご指導もいただきたい、ご協力をいただきたいと思っていますところであります。

以上であります。

○議長（木村良博君） 長谷川榮子議員。

○8番（長谷川榮子君） 二度とないチャンス。これを私は絶対に逃してはいけないと思います。

ホテルは相手があるもんですから、なかなか思うようにはいかないというのは理解できます。3階建、4階建てのビルのようなそういうホテルでなくっても、トレーラーハウスというのが今全国的にはやってるんだそうです。そういうものでも検討してもらって、あの手この手で知恵を絞って、このチャンスをものにしていただきたいと思います。

いずれにせよ、人口減少がこれほど進んでいる今日、この洋上風力発電所はつがる市を助けてくれる。救世主のポイントを握っている事業だと思いますので、是非とも事故がないように、海上の仕事ですので、事故がないように願いながら、成功のもとに完成する日を楽しみに、楽しみに待っておりますので、市長頑張ってください。議会も全力を挙げて応援していきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で長谷川榮子議員の質問を終わります。

◇ 三 橋 あ さ み 君

○議長（木村良博君） 第2席、2番、三橋あさみ議員の質問を許可します。

三橋あさみ議員。

〔2番 三橋あさみ君登壇〕

○2番（三橋あさみ君） 改めまして、皆様おはようございます。

第2席を賜りました三橋あさみでございます。早速でございますが、通告に従い質問させていただきます。

初めに、通告の1番、防災対策について質問させていただきます。

1点目、災害時の受援計画について、受援計画とは、大規模災害が発生した際、外部からの応援、例えば、自治体からの応援職員やボランティア、救援物資など、あらかじめ応援を必要とする業務の受け入れ体制を具体的に決めておく計画のことで、外部からの応援を円滑に受け入れ、最大限に活用し、早期復旧等を目的とした計画であります。

国は、平成28年の熊本地震の対応で、他の自治体職員の派遣やボランティア団体など様々な応援が行われ、災害の対応に果たした役割は大きいとしながらも、一方で、応援受援に対して具体的な運用方法や役割が確立されていなかったことから多くの混乱が見られたとし、地方自治体に受援を想定した体制整備をするよう進めました。能登半島地震の災害地では、復旧や災害支援に関わる自治体業務に対し、全国から自治体職員が派遣されました。総務省によりますと、石川、富山、新潟、3県内の応援のために、60の都道府県や市から応援職員が派遣され、避難所運営や罹災証明の発行業務など支援活動に当たりました。しかし、応援職員の宿泊施設の不足やトイレや手洗い、入浴施設、暖房の設備の不足など課題となったといわれております。

以前、ある研修で宮城県三陸町の佐藤仁町長のお話を聞く機会がございました。佐藤町長は、東日本大震災の時、たくさんの自治体から応援の方が来てくださり、救援物資もプッシュ型でどんどん送られてきたそうです。支援していただきたい業務もたくさんありましたが、応援に来ていただいた方にどの業務を行ってもらおうとか、物資はどこに置くとか、その管理はどうするのかなど、その対応に非常に苦慮したと実体験を話されておりました。そして、受援計画だけはしっかり作成しておいて欲しいと力説しておりました。

そこで、本市の災害時の受援計画は作成されているのでしょうか。また、作成されているのであればその概要をお知らせください。

2点目、災害時の避難所運営マニュアルについて質問いたします。

避難所は災害の危険があり、被災された方、避難された方が災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、また自宅に戻れなかった方が一時的に滞在する施設で、そのために自治体は指定避難所を設定しております。東日本大震災では避難所により運営に大きな差があり、被災者や支援者が困惑したり、マニュアルがなく混乱したと。避難所の運営が円滑でないことが課題となりました。避難所設置運営には防災担当者や施設の管理者、地域の住民や或いは被災者自身の協力も必要でございます。一刻も安心できる避難所にするためにもマニュアルの整備は重要と考えます。

そこで、避難所設置運営マニュアルは作成されているのか、作成されているのであれば概要をお

知らせください。

3 点目、災害時のトイレの確保について質問いたします。

災害対策、防災対策で、災害関連死をなくすことが重要とされております。災害関連死とは、地震や津波など直接的な原因ではなく、災害によるけがや避難所生活による健康状態の悪化が原因で亡くなることで、平成28年の熊本地震では死者270名のうち、災害関連死の方が約8割と災害の直接死より災害関連死の方が多かったことが非常に問題となりました。避難所避難生活学会の石巻日赤病院副院長の植田信策先生は、災害関連死を防ぐにはトイレの確保が重要と訴えております。本年1月の能登半島地震では、上下水道に甚大な被害が出ました。避難された方のトイレの確保が非常に問題となりました。和式で使えない方がいらっしゃったり、汚い、臭い、暗いといった理由からトイレに行かないように、水分をなるべく取らないようにするといった状況も見られたそうです。特に、高齢者は避難生活のストレスに加え、飲食を控えればますます体力が消耗し、持病の悪化、感染症やエコノミー症候群のリスクなど災害関連死が懸念されます。災害時のトイレの環境改善、災害関連死を防ぐ被災者の命を守るため、不可欠な取り組みとして重要といわれておりました。また、能登半島地震では、仮設トイレが各避難所に届き始めたのが発災から4日目以降といわれております。つまり、発災後、上下水道に被害が出て水洗トイレが使えない場合、数日間分の非常用トイレの確保も必要で重要でございます。また最近では、非常用トイレのほかに各自治体で移動用トイレ、いわゆるトイレトレーラーやトイレカーの導入が進んでおります。このトイレトレーラーは、通常4機のトイレが搭載されております。トイレカーは、仮設トイレと軽トラックと一体化した自走式トイレでございます。どちらも洋式水洗トイレで手洗いもついており、快適にすぐ使える長く使える利点がございます。また、災害のない平時ではお祭りをはじめ、各自イベント会場で使用することができます。災害においてトイレの確保は意外と後回しになっていることがあります。やはり災害時のトイレの問題、真剣に考えていくべきではないかと考えます。

そこで、本市の非常用トイレの備蓄状況と、併せてトイレトレーラー、トイレカー等の導入についてのご見解を伺います。

4 点目に、女性の視点を取り入れた避難所運営について質問いたします。避難所生活は不特定多数の方が一時的に共同生活を送ることから、様々な制約が生じ、避難所生活の問題が指摘されております。特に女性に対してプライバシーの確保が十分でなかったり、授乳スペースがなく、乳幼児のいる世帯は生活しづらい、夜トイレに行くのが怖いので水分を控えた。女性専用の物干し場がなく下着を干すと盗まれた。性犯罪の危険というのもありました。このように困ったことの様々なご意見があり、避難所生活の改善点など多くの要望が寄せられていたそうです。また、女性の避難所運営責任者がいないため、女性特有の問題に相談しにくい等の声もございました。

そこで、女性の視点に配慮した避難所運営はどのように行うのか伺います。

次に、通告の2番、高齢者支援についての終活支援について質問させていただきます。

終活の終の字は、終わりのという漢字の終で終活でございます。この終活とは造語であり、平成21年に週刊朝日が作った言葉です。当時は葬儀やお墓など、人生の終焉に向けて事前準備することでありました。しかし現在では、人生のエンディングを考えることを通じて自分を見つめ、今をよりよく自分らしく生きる活動をいいます。終活は、今ではブームとなり、エンディングノートに書きとどめるなど高齢世代を中心に終活をする方が増えてきております。その背景には少子高齢化の進行、核家族化、高齢者夫妻のみの世帯や高齢者単身世帯が増加している社会事情があります。また、死についての考え方も昔と今では違ってきております。昔は、人生の終わりについて考えるなんて縁起でもないという時代ではありましたが、今は自分の最期について、家族や他人に迷惑をかけないようにと自分の死んだ後の葬儀やお墓の準備をするなど、自分で自分のことを見つめ、今をよりよく自分らしく生きるための終活をする時代となりました。エンディングノートとは、自分自身に何かあったときに備えて、家族が様々な判断や手続きを進める際に必要な情報を残すノートでございます。また生活の備忘録としてこれまでの人生を振り返り、これからの人生を考えるきっかけづくりとするものでございます。内容は、もしものときの連絡先やかかりつけ医、家系図、財産情報、貯金やローン、相続のことや遺言、介護が必要になったとき、病気になったとき、葬儀のことやメッセージなどを記入できるものです。ただし、個人情報の記録ですので盗難や犯罪に巻き込まれないよう、保管などは十分な注意が必要です。この終活支援に対して、民間の生命保険会社や司法書士会、葬儀会社など事業を展開し、有料無料など様々あるようです。そんな中、各自治体でも高齢者のサポートとして終活支援の取り組みが行われております。一般的には、終活セミナーの開催やエンディングノートの配布が行われているようです。地域の知人は父親が亡くなり、葬儀や遺品整理、遺産相続など事務的なことが大変だった。自分はなるべく子供に負担をかけたくないから終活しようかと思うが、なかなかきっかけがない。終活セミナーなどをやって欲しいというお声もございました。終活に対して多少なりとも興味を持っている方も少なくないのではないかと考えます。終活をきっかけに、お子さんなど後継者となりうる方と話し合うきっかけにもなり、今、社会問題となっている空き家問題や、お墓の問題などの一助となるのではないかと考えます。市民の方が最後まで住みなれた地域で、安心して暮らし続けられるよう元気なうちに事前の解決策を図るための支援、大きな安心感になるのではないかと考えます。

そこで、高齢者支援の1つとして、終活を考えるきっかけとなるようなセミナーなど、情報提供やエンディングノートの提供など終活支援が必要ではないかと考えますが、本市のご見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、三橋議員の防災対策についての1点目、災害時の受援計画につい

てお答えします。

災害時の受援体制の確保については、つがる市業務継続計画に規定しておりますけれども、具体的な受援計画、本市の受援計画については未策定でございます。策定してございません。

続きまして2点目の、避難所設置運営マニュアルについてでございますけれども、避難所の運営マニュアルは作成済みでございます。また、本年6月には職員用に初動期避難所運営マニュアルを新たに作成し、マニュアルに基づいた職員研修会や、10月に実施した市防災訓練では職員による避難所運営訓練もあわせて行っております。

マニュアルの概要は、災害時において迅速な避難所の開設ができるよう、災害種別に応じた指定避難所運営を行う職員の指定や、避難所開設時の職員参集方法、避難所運営の手順、また、特に高齢者などに配慮した避難所のレイアウトなどを記載してございます。

続きまして3点目の災害時のトイレの確保についてでございますけれども、非常用トイレにつきましては、既存のトイレに取り付けて使用します袋状タイプのものを、現在3,600枚備蓄してございます。今後も計画的に備蓄数量を増やしてまいりますけれども、災害時にもし不足になった場合には、災害時における相互協力に関する協定を結んでおりますので、市内のホームセンターなどから非常用トイレを、不足分ですけれども調達したいと今は考えてございます。また議員ご提案のトイレトレーラーやトイレカーの導入については、移動可能で、衛生面、プライバシー保護などの観点から効果が期待され、議員おっしゃいます通り、平時においても各種イベントの際にも活用できるものと認識しております。導入に当たりましては、非常に高額となりますことから、交付金等の活用や、導入後の維持管理の方法などを含めまして、先進自治体の状況などを参考としながら検討してまいります。

続いて4点目の女性の視点を取り入れた避難所運営でございますけれども、避難所では女性だけに関わらず、高齢者や障害者などの配慮が必要な方に対しては、個別の部屋を使用したりしますけれども、個室等がない避難所施設の場合は、前面がシートで覆われた2メートル四方のドーム型のテントを設置しまして、その中で着替えや授乳、おむつ交換等ができますので、プライバシーが守られます。また避難所を開設する場合は女性職員を配置するとともに、女性保健師による巡回相談の実施など、女性のニーズに配慮した避難所とします。

その他、生理用品や液体ミルク、哺乳瓶の備蓄なども行っております。

防災関係は以上でございます。

○議長（木村良博君） 島田健康福祉部長。

○健康福祉部長（島田安子君） 三橋議員の高齢者支援の1つとして、終活に係るセミナーの開催や情報提供、エンディングノートの提供などの終活支援が必要ではないかとの質問ですが、本市では終活事業としてのセミナーの開催や終活情報提供窓口の設置等を行っていないのが現状です。

終活に関わらず、高齢者に係る各種相談等につきましては、随時、介護課窓口、地域包括支援セ

ンターで対応しておりますので、何か困りごとや生活上の不安等がございましたら、まずは介護課または地域包括支援センターまでご相談いただければと思っております。

エンディングノートにつきましては、自治体における終活支援の代表的なものであり、住民に配布している自治体もありますが、現在は法務省をはじめ、ホームページ等で無料で提供されているエンディングノートも多数あり、加えて100円均一商品を扱っている店舗でも販売されているなど、入手が容易な状況にありますので、本市での作成配布等につきましては検討させていただきたいと考えております。

また、今後ますます終活支援の必要性、重要性が高まることは明らかであり、その範囲も自身の医療や介護、あるいは生前整理、相続、そして葬儀やお墓など、非常に多様かつ広範囲にわたるものでございますので、関係部局との連携の上、終活支援体制を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

防災対策の1点目、受援計画についてでございます。受援計画について未策定とのご答弁でしたが、繰り返しになりますが、近年の災害で被災された市町村では受援体制が不十分なため、応援職員の力を活かすことができなかった事例ありました。応援する側、される側、双方にとっても大切なことだと思います。受援体制の整備、不可欠だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 災害時の応援については、国や地方公共団体、民間企業、ボランティア団体など多種多様にわたるため、全体像が把握しきれず混乱が生じる場合も非常に想定されます。そのため、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整などを行うために必要と思われます。

災害時受援計画でございますけども、これはたった今とは申しませんけども、計画を策定しますのでご理解願います。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） ありがとうございました。是非整備に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に2点目の避難所運営マニュアルについてのご答弁がございました。災害種別に応じた避難所運営に対して、職員の動きや運営の手順、レイアウトの基準など記載したマニュアルがあるということ、職員の研修や訓練を行っていただいているということで、とても心強く思います。ただ、市内には指定避難所がコミュニティセンターをはじめ、各地域となれば多数あると思います。また、

大規模災害ともなれば、職員も被災者となりうること、被災された方や地域住民の協力も必要となりますが、小学校など学校の施設や公民館など広さも部屋数も間取りも全部違います。その指定避難所の収容人数は可能な人数といえますか、可能な人数は何人なのか。ダンボールベッドを設置するとなれば何個設置可能なのか。その場合の通路やレイアウト、支援物資の置き場所、授乳室や更衣室、冷暖房の設備の状況、今トイレの話もありましたがトイレの個数や和式か洋式かなど、具体的に指定避難所ごとの記載もマニュアルに必要ではないかと考えます。その記載を見れば支援物資の搬入の目安にもなりますし、地域住民や被災され避難されてきた方など、皆で協力して運営もしやすいのではないかと考えます。

避難所運営マニュアルに各指定避難所別のマニュアルも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、避難所運営マニュアルについてお答えいたします。

本年6月に作成しました避難所運営マニュアルでは、災害種別に応じた避難所は市内に27か所指定してございます。マニュアルには避難所とする場合の標準的なレイアウトと避難所生活における共通ルールについて、学校体育館などの教育施設と集会所などコミュニティ施設の2つのパターンを記載してございます。議員おっしゃる通り集会、いろいろな大きさとか違いがございまして、集会所などのコミュニティ施設の場合は特に地区によっては規模が小さく、避難所としての標準的なレイアウトを確保できない施設もあると思われますので、指定している避難所施設の再確認を担当で行いまして、災害時には速やかに避難所の開設ができますよう、各施設等のレイアウトを作成したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） 指定避難所に27か所と少なくない数だと思います。施設によってやっぱり違いがありますので、スムーズに避難所開設できるためにどうかよろしくお願いしたいと思います。また担当職員は、必ず配置転換などでいつか必ず交代するので、誰でもこう分かりやすくスムーズに避難所運営ができるようなマニュアルになるようお願いいたします。

次に3点目の災害時のトイレの確保についてなんですけれども、非常用のトイレで既存のトイレに取りつける袋状のタイプのものを備蓄されているということなんですけれども、どのようなものかすいません教えてください。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、非常用トイレはどのような形状といえますか、どのようなものかということでございますけれども、非常用トイレは、備蓄しています非常用トイレは、1回限り、1回のみ使用可能な抗菌加工済みの袋状のものでございまして、その袋の中には、給水パッドが入っておりまして、排せつ物を固めて、においや漏れを防ぐものとなっております。それで、使用

後ですけれども、袋を便座から外して可燃ごみとして焼却処分できます。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） はい、ご答弁ありがとうございます。私も家庭用で非常トイレを備蓄してるんですけれども、家庭用のものは数回分使用できるタイプでしたので、1回ごとに捨てるタイプということで少し安心しました。しかしトイレのたびに袋を取り付けて捨てるとなれば非常事態と分かっていても、大変ストレスがかかるのではと感じましたし、洋式水洗トイレが今当たり前となっている時代でございます。大規模災害などで水洗トイレが使えないとなれば、やはりトイレの確保も重要と改めて考えさせられたところでございます。トイレトレーラーやトイレカーですが、確かに高額で維持費も維持管理もあり、ハードルが高いと思われます。導入について検討とのことですが、災害時のトイレの問題にぜひ力を注いでいただきたいと思いますと考えております。

次に4点目の女性の視点を取り入れた避難所運営ですが、先日、本市の男女参画推進委員会主催の独立行政法人国立女性教育会館理事長の萩原なつ子先生の講演を拝聴いたしました。ジェンダーの視点から考える誰1人取り残さない地域防災力とのテーマでしたが、男女共同参画の視点から防災のあり方、災害時に女性の視点が大事とのお話がありました。

答弁では、避難所開設時には、女性職員の配置、保健師の巡回など配慮していくとのことでしたが、男女共同参画の視点からも、平時から防災担当課に女性職員がいれば避難所運営に対してもそうですが、その他防災対策全般に女性の意見が反映されやすいのではないかと考えますが、現在、防災担当課には女性職員の方はいらっしゃるのでしょうか。

また、女性職員の登用について本市の考えを伺います。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 女性の登用ということでございますけれども、現在、防災を担当している防災危機管理課でございますけれども、防災危機管理課には女性職員は配置してございません。ですが、女性の視点を取り入れた避難所の運営は、議員のおっしゃる通り必要なことでございます。

また、防災部門だけでなく様々な分野において、女性の意見が反映されるよう、職員の配置については検討してまいります。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○2番（三橋あさみ君） ご答弁ありがとうございます。女性職員の登用についてぜひ前向きなご検討をお願いしたいと思います。

最後になりますが幸いにして今まで地元で暮らしていて、何日も自宅に帰れなくなるような大規模災害というのは経験はございません。ただ、自然災害が頻発甚大化している今、災害に対しできる限りの備えは重要なことだと思っております。特に行政の役割は重大、大変重大と思っております。

す。今後とも防災対策につきましてご尽力くださいますようお願いいたします。

これで防災対策についての質問は終わらせていただきます。

次に、通告２番の高齢者支援の終活支援について答弁がございました。確かにエンディングノートは各種販売もされておりますし、無料ダウンロードできるものもたくさんございます。終活支援の範囲も、専門の終活担当課が１つ必要なのではと思われるくらい広範囲なことは否めません。ただ、広範囲ゆえに高齢者にとってはネックになるのではないかと考えます。

26年後の2050年、65歳以上の単身世帯が40%を超えとの報道もあったように、今後高齢者夫妻のみの世帯や、高齢単身者世帯が増えてくると予想されます。市民の方が最後まで住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、終活に関わる支援も高齢者支援の１つとして重要ではないでしょうか。

終活支援として、神奈川県横須賀市がパイオニアとして有名でございます。身寄りがなく引き取り手がない遺骨の数が増え、家族や連絡先やお墓が分からない状況に職員が苦慮していたことをきっかけに検討、終活支援事業が始まったとありました。エンディングノートの配布、登録、そして有料ではございますが、葬儀や納骨など生前契約を行うサポート事業を行っております。

また、青森市では、本年６月からエンディングノートの配布のもと、一人暮らしの高齢者に終活情報を青森市に登録して、もしものときに医療機関、警察、本人が指定した家族等からの照会に対し、青森市が登録情報を伝える事業を開始しました。弘前市でも身寄りのない高齢者に対し、身元保証や死後の事務等の検討を始めたとの報道もございました。

このように各自治体で様々な取り組みが行われている今、本市においても、高齢者支援の１つとして、終活支援、終活セミナーやエンディングノートのみならず、他の自治体の取り組みなどを調査研究し、ぜひ検討いただきたいと思いますと思っておりますが、ご見解を伺います。

○議長（木村良博君） 島田健康福祉部長。

○健康福祉部長（島田安子君） 終活支援に対する調査研究を進めていただきたいとのことですが、まずは本市における終活事業に対するニーズの有無や、どのような支援を望むかについての高齢者の集いの場を通して、住民の声を聞くことが重要であると考えております。

また、先ほど終活情報登録事業など他自治体での取り組みについてのお話もございました。すでに終活支援事業を実施している県内外の自治体の事例を参考にし、情報を得ながら、本市の終活支援につなげてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村良博君） 三橋あさみ議員。

○２番（三橋あさみ君） はい、ご答弁ありがとうございます。私自身もこれまでの地域の方から、遺産とか相続に対しての相談が何件かありました。亡くなった方の意思や財産、お金に関する事など、第三者が関わることの困難も痛感しておりました。内容によってはエンディングノートを準

備していたらスムーズに対応できたなあと思ったこともあります。

この終活が市民の皆様に広がって欲しいなと思ってもおります。終活支援、確かに対応が広範囲でございますが、高齢者支援の１つとして、ぜひご検討いただきたいと願っております。

以上ですべての質問を終わらせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で三橋あさみ議員の質問を終わります。

ここで休憩します。11時25分から再開します。

休憩 午前 11 時 13 分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（木村良博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 成 田 博 君

○議長（木村良博君） 第3席、9番、成田博議員の質問を許可します。

成田博議員。

〔9番 成田 博君登壇〕

○9番（成田 博君） 本日、第3席五和会の成田博でございます。目も声もかすれております。お聞き苦しい点あるかと思いますが、ひとつよろしく願いをいたします。

通告に従いまして、まず1点目、国スポについてでございます。

青の煌めきあおもり、第80回の国民スポーツ大会でございます。本市においても4月より国スポ障スポ準備推進室が開設されておりますが、1点目、この進捗状況についてお知らせいただきたいと思います。

あわせて2点目、今後の計画はどうなっているのかお知らせください。

2つ目でございます。

ゼロカーボンの取り組みにつきまして、国、県では、大型風力に対する規制大変厳しいものがございまして。当市におきましてこの小型風力発電、2点目の太陽光発電にはどういう規制があるのか、また分かっていればその数などをお知らせください。

これで1回目の質問を終わります。

簡潔に答弁をお願いいたします。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、それでは成田議員の1点目のまず国スポについての準備室の進捗状況でございますけれども、令和6年4月より、総務部に国スポ障スポ推進室を設置しまして業務に

あたっております。

業務の進捗状況でございますけれども、まずは、今現在は令和7年、来年の6月にリハーサル大会として開催されます第75回東北高等学校柔道大会の成功に向け準備作業を取り急ぎ進めてまいります。加えて、リハーサル大会及び令和8年10月に開催されます、本大会に関する会場設営、歓迎の装飾、宿泊、輸送、大会での弁当の調達などに関する運営方針、要項、マニュアルの作成作業を進めており、これらの作業と並行しまして、各企業や個人から協賛していただく協賛物品の選定作業にも着手しております。その他、今年10月に佐賀県で開催されました佐賀2024国スポの競技視察を行いまして、バレーボール、少年女子のバレーボール競技と柔道競技の会場を視察しまして、会場設営、備品関係などの収集した情報も参考にしながら、本市の大会開催に向け準備を進めてまいります。

続きまして今後の予定でございますけれども、今後の予定としましては、まず令和7年1月に開催予定でございます総務企画専門委員会、本市の委員会ですね、競技式典専門委員会、宿泊衛生専門委員会、輸送交通専門委員会の4つの専門委員会に対しまして、作成中の各種要綱案などをお示ししまして、委員の皆様と協議を重ねながら、大会運営に万全を期すための要項、マニュアルなどを作成していくことにしております。また、大会での会場設営について、現在契約しております競技会場設計業務が令和7年3月中旬に完了となるため、その設計をもとに、経費削減を念頭に置きながら具体性のある会場設営に取り組みながら業務を進めてまいります。

続きまして、ゼロカーボンの取り組みの小型風力発電の規制でございますけれども、小型風力発電事業に関する規制及び設置箇所数につきましてでございますが、事業者が計画している小型風力発電及び太陽光発電については、その事業実施について市が許可を行うといった権限はございませんけれども、本市では発電規模が1基当たり1,000キロワット未満の風力発電については、つがる市風力発電設備建設に関するガイドラインを制定しておりまして、例えば住宅等から300メートル以上離れることや、隣地や地元自治会からの同意が必要ですよなどの遵守事項を定めてございます。本市に設置されている小型の風力発電施設の設置数につきましては、経済産業省が公表していますデータによりますと、令和6年10月末時点で、市内には1基当たり1,000キロワット未満の小型の風力発電施設が39か所設置されている状況でございます。

次に、太陽光発電の規制でございますけれども、太陽光発電の実施について、本市では現在ガイドライン等は定めておりませんが、経済産業省では太陽電池発電、太陽光発電設備を設置する場合の手引きとしてまとめられてございます。また発電事業を実施する場合は、設備の規模や実施場所により関係法令の規制を受けることになります。例えば設備が一定規模の場合は、景観法に基づく届け出。農地に設置する場合には、農地法による転用許可が必要になる場合がございます。

次に、太陽光発電施設の設置数について、経済産業省のデータを確認しましたところ、令和6年10月末時点で、本市には51か所設置されているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 成田博議員。

○9番（成田 博君） 国スポの関係でございますけれども、宿泊先の確保はどうなっているのか。

またお昼弁当などの手配どうなっているのかお知らせください。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 国スポの際の宿泊先、弁当の手配ということでございますけれども、国スポが開催時における選手監督、審判などの関係者の宿泊につきましては、開催県、青森県全体での宿泊施設の調整が必要でありますので、本市においても市内だけでは宿舎が不足することから、近隣市町の宿泊施設の利用が必須な状況と認識してございます。これらの周辺市町宿泊施設などを含めた配宿業務につきましては、円滑かつ効率的に実施するため、青森県の実行委員会では、配宿業務の委託を旅行者、バス運行业者などで構成します共同事業体と委託契約を締結しまして、県内近隣の宿泊施設について一元管理しまして、一括で配宿を行う合同配宿方式を取り入れて大会全体の配宿を調整してございます。

続きまして弁当に関する質問でございますけれども、選手、監督、役員及びその他関係者に提供する弁当は、先の開催市を参考に市内の事業者から選定し調達する方向で考えております。ただし、弁当調理施設からの運搬は保冷車で行い、競技会場への弁当受け渡し時間帯に保冷車を待機させ、温度管理がなされた弁当を随時会場へ運ぶための衛生管理に対応できる業者であることが条件になります。今後策定する弁当調達に係る実施要項及びその施設の選考基準にのっとりまして、事業者を募集しまして本市の実行委員会が選定してまいります。

以上です。

○議長（木村良博君） 成田博議員。

○9番（成田 博君） ただいまの答弁で、弁当につきましては要件を満たしていれば地元からということであれば、少しでも経済効果があるのではないかと思います。ただ、期間中の宿泊施設を心配しているところでございますけれども、9月24日、国スポ宿確保に苦心と。これ新聞報道の記事なんです、佐賀県では宿泊施設の客室数が全国最小であったと。それにより担当者は5年ほど前からもう宿の確保に奔走しているというふうに書いてございます。また中身によりましては競技の3分の1を、会期前に実施しているという方法も取っております。

佐賀では12競技、その前の年、鹿児島では6競技が開催前に前倒しで開催されております。

来年の滋賀の担当者も楽観的ではないということで奔走しているようでございますが、何か対策は考えているのかお聞きします。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、宿泊施設でございますけれども、議員ご指摘の通り、選手、大会関係者の宿泊をすべて受け入れすることは厳しい状況であります。

青森県の実行委員会では、このことから38競技のうち14競技を約1ヶ月前から実施するなど、宿泊者数の分散を図っております。宿泊専門委員会では、競技を含む大会日程のほか、選手などの輸送のための指定下車駅、集合場所などを考慮調整しながら、仮の宿泊施設の割り当て配宿を令和6年度から本大会が開催される令和8年度までに行いまして、本番の配宿に備え、宿泊施設の不足に対応することとしておりますのでご理解願います。

○議長（木村良博君） 成田博議員。

○9番（成田 博君） 宿泊施設の手配については、ぎりぎりまで限られた施設の中で調整されるということでございますけれども、選手が万全な体調で大会に臨めるよう、県の実行委員会、また旅行会社と連携を図っていただきたいこう思います。

次に、大勢の人がつがる市を訪れることになります。国スポ期間中のイベントなどの企画があるのかどうかお知らせください。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、国スポ期間中のイベントということでございますけども、大会期間中はその運営に市職員の協力が必要でございます。競技会前日を含め職員を動員する予定でありますことから、国スポの運営とその成功に全力を注がなければならないことから、現在、国スポに関連する期間中のイベント等は企画してございません。しかしながら、競技期間中は歓迎とおもてなしの観点から、イベントといえるかどうかあれですけど、屋外にエリアを設けまして、本市名産の売店やキッチンカーなどの配置を計画することとしておりまして、地元の方々のご協力を得ながら盛り上げてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 成田博議員。

○9番（成田 博君） つがる市の知名度を上げるまたとない機会でございます。商工会などともまたいろんなアイデアを出し合いながら、当市にございますメロン、水耕栽培メロンのおもてなしなども考えていただければと思います。またこういう大きな大会、また全国大会、出場できるように教育委員会の方では選手の育成などはどう考えているのか、教育長、答弁をお願いします。

○議長（木村良博君） 教育長。

○教育長（山谷光寛君） オリンピックをはじめとします国際競技大会や、国民スポーツ大会等においてアスリートが活躍する姿、これは国民に日本人としての誇りと喜び、夢と希望をもたらしまして、国民意識を高揚させるとともに、社会全体に活力を生み出すことに繋がります。

教育委員会としましては、今後本市にゆかりがあるアスリートが各競技において活躍することができるよう、それぞれの選手の素質を生かし伸ばしていくため、一貫した指導理念に基づいた育成を進めていく必要があるものと考えております。そのため、まず現在取り組んでいる中学校部活動の地域移行を円滑に進めるとともに、小中高等学校で選手個人の特性等に応じた最適な指導を受け

られる環境の整備に努めてまいることにしております。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 成田博議員。

○9番（成田 博君） 教育長ありがとうございます。国スポに関してはこれで終わります。

続きましてゼロカーボンの取り組みでございます。規制、数などについては分かりました。

ただ、風力発電施設、プロペラ、太陽光パネルなどいずれ老朽化し改修撤去する時がきます。耐用年数を経過し廃棄する場合、どのように処分するのか答弁をお願いします。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、最初に耐用年数についてお答えいたします。

国税庁が定めた減価償却資産の耐用年数表において、太陽光、風力、どちらも17年とされております。

次に廃棄する場合、どのように処分をするのかとのことでございますけれども、資源エネルギー庁では事業計画策定ガイドラインを策定しておりまして、このガイドラインに事業実施撤去処分などの守るべき事項が取りまとめられております。発電設備の撤去及び処分をする際は、廃棄物処理法などの関係法令を遵守し、可能な限り速やかに行うこと。

また、発電設備の分別解体等に伴って生じた特定建設資材については、建設リサイクル法に基づき、再資源化を行う必要があるなどの遵守事項が示されています。さらには、事業終了後の設備の撤去など、自治体や地域住民と合意した事項がある場合は、当該合意事項に従いまして責任を持って対応することなどについても記載されております。いずれにいたしましても、事業が終了した場合には当然設置事業者が責任を持って施設を撤去して、再利用或いは産業廃棄物として中間処理を行った後、リサイクルすることになりまして、再利用もリサイクルもできなかった残渣につきましては、埋め立てにより最終処分することになるかと思っております。

以上です。

○議長（木村良博君） 成田博議員。

○9番（成田 博君） ただいまの答弁では、リサイクルするものはリサイクルと。中間処理後埋め立てということでございますけれども、環境省の方ではこの先行地域の後押しを進めるために財源の確保を検討していると。交付金、また民間の投資を考え示しているところでございます。太陽光パネルのみならず廃プラビニールなども合わせて埋めるのではなく、軽油にする、或いは重油にする、そういう設備機械があるというふう聞いております。このような取り組みだけではございませんけれども、企業の進出、新たな企業が生まれるかも分かりませんが、こういう取り組みを進めていただきたいと思いますがいかがなものでしょうか。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、今後風力発電、太陽光パネル、どちらもいずれは経年劣化しまし

て、使用できない状態になっていきますので、ただいまの議員のご提案の内容も参考にしながら、本市としてどのような取り組みができるのか今後検討してまいります。

以上です。

○議長（木村良博君） 成田博議員。

○9番（成田 博君） ぜひともこのようなことが考えられますので、取り組みをしていただければと思います。

次に、洋上風力につきまして、大体何基ほど設置予定なのか分かれば教えてください。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、洋上風力の設置数とのことでございますけども、青森県沖日本海南側の本市の海域に設置される洋上風力施設については、着床式の洋上風力発電施設が設置されることになります。

現時点では事業者が決定されていないため、当該風力発電施設の設置基数が何基になるのか、その設置する場所がどこになるのかなどの詳細については確認できません。なお本海域の洋上風力の総発電出力は600メガワット、60万キロワットが見込まれてございます。

これは例えば秋田県男鹿市、潟上市、秋田沖の海域に設置されています着床式の洋上風力は1基当たり15メガワット。とされておりますので、仮に秋田沖の同規模の風車が本市の海域でも設置されるのであれば、40基程度設置されるという見込みになります。

以上です。

○議長（木村良博君） 成田博議員。

○9番（成田 博君） ただいまの答弁では40基ほどとかなり大規模な工事が予想されます。

この洋上風力発電事業の工事が始まりますと、工事関係者、いろいろな業者が市に入ってきます。先ほど長谷川榮子議員の中にもありましたが、恒久的ではないかもしれませんが、雇用も生まれると考えております。

市として、それらを受け入れるための体制、また準備、市においては例えば脱酸素チームを開設するなど考えているのかどうか、最後に市長の方から答弁をいただければと思います。

○議長（木村良博君） 倉光市長。

○市長（倉光弘昭君） この洋上風力が実施という段階になれば、先ほども答弁いたしました、数多くの関係者、それから工事関係者それ以外の関係者様々入ってくる。そして、滞在することが予想されると思ってございます。

今議員がご指摘の泊まることも、それから市内に金が落ちるように、そういう関係団体との調整もしっかりやっていきたいなと思っています。そのための担当する部署を市役所内に、専門の部署を設けてはどうかと言うふうなご指摘もありましたが、それについてはまさに、これから100年に1度のチャンスととらえてやはり専門チームを考えていきたいと思っていますので、ご了解、ご協力

いただきたいと思います。

この事業がですね、市にとっても、市内のあらゆる業種の民間の団体に対しても、経済効果がちゃんと落ちるように、どういう仕組みでこの洋上風力事業を事業者とともに推進していくのか、これもしっかり考えていきたいと思っていますので、ご指導いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（木村良博君） 成田博議員。

○9番（成田 博君） 市長の思いが本当に伝わってまいります。いち早く動く我がつがる市の市長でございます。早めにそういう対応の方お願い申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で成田博議員の質問を終わります。

本日の一般質問はここまでとします。

◎散会の宣告

○議長（木村良博君） 明日は午前10時に会議を再開し、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午前11時51分）

第 3 号

令和 6 年 1 2 月 3 日（火曜日）

令和6年第4回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和6年12月3日（火曜日）午前10時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

報告第9号 専決処分した事項の報告の件

（青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更について）

報告第10号 専決処分した事項の報告の件

（青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合理約の変更について）

議案第75号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（令和6年度つがる市一般会計補正予算（第3号））

議案第76号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例）

議案第77号 令和6年度つがる市一般会計補正予算（第4号）案

議案第78号 令和6年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第79号 令和6年度つがる市下水道事業会計補正予算（第3号）案

議案第80号 つがる市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

議案第81号 つがる市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第82号 つがる市消防団条例の一部を改正する条例案

議案第83号 つがる市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案

議案第84号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件

（つがる市道の駅アーストップ）

議案第85号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件

（つがる市体験農園施設及びつがる市柏ガラス温室及び生きがい農園）

議案第86号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件

（つがる市車力農林水産物直売・食材供給施設むらおこし拠点館「フラット」）

- 議案第87号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市つがる地球村及びつがる市つがる地球村スポーツパーク)
- 議案第88号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市柏老人福祉センター)
- 議案第89号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市木造福祉交流センター「花しょうぶの館」)
- 議案第90号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市柏ふるさと生きがいセンター)
- 議案第91号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市車力ウェルネスセンター)
- 議案第92号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市健康増進施設)
- 議案第93号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市木造福祉センター「かっこの館」、稲垣特別養護老人ホーム安住の里、つがる市稲垣デイサービスセンター及び車力特別養護老人ホームゆうあいの里)
- 議案第94号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市柏デイサービスセンター)
- 議案第95号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市柏ふるさと交流センター)
- 議案第96号 つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件
(つがる市柏総合体育センター、つがる市木造河川敷運動場及びつがる市柏河川敷運動場)

日程第3 予算特別委員会の設置

日程第4 議案等委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	平 田 浩 介	２番	三 橋 あさみ	３番	山 内 勝
４番	秋田谷 建 幸	５番	齊 藤 渡	６番	田 中 透
７番	佐々木 敬 藏	８番	長谷川 榮 子	９番	成 田 博
１０番	木 村 良 博	１１番	佐 藤 孝 志	１２番	野 呂 司
１３番	天 坂 昭 市	１４番	成 田 克 子	１５番	佐々木 慶 和
１６番	平 川 豊	１７番	山 本 清 秋	１８番	高 橋 作 藏

欠席議員（０名）

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	山 谷 光 寛
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	藤 本 正 彦
監 査 委 員	台丸谷 績
総 務 部 長	高 橋 一 也
財 政 部 長	平 田 光 世
民 生 部 長	高 橋 勉
健康福祉部長	島 田 安 子
経 済 部 長	三 上 恒 寛
建 設 部 長	成 田 正 隆
教 育 部 長	鳴 海 義 仁
消 防 長	江 良 康 博
農業委員会事務局長	竹 内 攻 規
監査委員事務局長	渡 辺 一 晋
総 務 課 長	葛 西 正 美
財 政 課 長	葛 西 明 仁
市 民 課 長	川 越 七 重
福 祉 課 長	宮 西 良 和
農林水産課長	佐々木 雅 規
土 木 課 長	長 内 研 也
教育総務課長	小田桐 勇 人
消防本部総務課長	工 藤 真 史
会 計 課 長	山 谷 慎 一
選挙管理委員会事務局次長	横 山 晃

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 口 淳 志
議事総務課長	三 上 雅 弘
議事総務課長補佐	福 士 寿 幸
主 査	成 田 耕 太

◎開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（木村良博君） 本日の議事日程は、タブレットに配信のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

なお、質問時間は、答弁を含めて60分以内であります。

◇ 山 内 勝 君

○議長（木村良博君） 第4席、3番、山内勝議員の質問を許可します。

山内勝議員。

〔3番 山内 勝君登壇〕

○3番（山内 勝君） 改めまして、おはようございます。

第4席を賜りました五和会の山内でございます。私は農家でございますので、一般質問もある程度農業のことについてご説明いただきたいと思います。今回の米価、米の価格に一喜一憂しているところでございますが、ある人から、おめはよげ作ってるから大分儲けただろうというふうなお話をいただきますが、決してそういうわけではなく、非常に厳しい状態はまだまだ続いております。一概に高いといってもですね、例えば、今年リタイヤして、来年誰かに農地を委託しようという人がもう2、3年頑張ってみよう。米の値段がこれぐらいあればもうちょっと頑張れるんじゃないかということで、農機具も修理に出したり、自分でやる気を起こして、数年頑張ってみようということで、農地の拡大に若干ながらも足かせがあるというところでございます。

また、米の値段が高い高いといっても、高すぎれば外国からの輸入がどんどん入ってきます。今、海外の値段とそれから日本国内の値段が非常に近くなりまして、約10キロで3,000円近くなります。そうすると、どんどんどんどん値段の幅が多くなって、自由に入ってくる外国産米が、台頭してくるということになりますので、我々の生産も非常に厳しくなるということにも繋がりますので、あまり喜ばしいことばかりではないということでございます。

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず農地中間管理機構について質問させていただきます。

農地中間管理機構、これは農地バンクと称されますが、貸し借りを受けている農地について、農家負担なしで基盤整備ができることが市町村も事業主体になれるというふうに変わりましたが、市

の見解を求めます。

それから2つ目でございます。

これは6月の一般質問で私がしましたが、直播き栽培、直播栽培がこれだけ注目されていることから、当地つがる市でも注目されている栽培方法の1つでございます。これに先駆けて協議会等の立ち上げを急ぐべきとは考えますが、市の見解はいかがなものか尋ねます。

3つ目に防災無線放送について質問させていただきます。

防災無線につきましては、昨今の自然災害等の広報または避難等の周知に非常に役立っていることでありますが、家の中にいたり、それから外で仕事をしている場合には放送が聞こえないというふうなことがあります。直接避難行動が遅れたりする場合がありますので、それらについてどのようにお考えなのか市の見解を求めます。

以上3つの質問に対して、ご説明いただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

倉光市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） おはようございます。

山内議員の農地中間管理機構、いわゆる農地バンクが借り受けしている土地の農地の基盤整備ができるようになるんじゃないかと。市の見解を示せということであります。

この事業は農地中間管理機構が借り入れしている農地などについて、農業者からの申請によらず、農業者の費用負担あるいは同意を求めないで、都道府県が基盤整備を行える事業ということであり、これまでの事業実施主体は都道府県ということでありましたが、来年、土地改良法の改正が予定されておりまして、改正がなされれば、市町村も実施主体に加わることができるというような法律の内容であります。

この事業に関しましては、採択要件をすべて満たすにはなかなか条件が厳しいと。数多くのクリアする条件があるとは承知していますが、基盤整備が十分に行われていない農地については、農地の出し手の負担もなしで基盤整備ができるという非常に現在の困っている状況を解決するにはいい法律だと思っています。担い手の農地が集積できること、そして集約化が図られること、これらを考えれば持続可能な稲作農業を維持するためには、この法律が非常に起爆剤にはなるんじゃないかなと思っています。この法改正がなされればこの制度を利用して、今まで基盤整備できなかったところを基盤整備しながらということで、その実現に向けて情報収集もいたします。それから関係団体との調整も必要だと思いますので、それらを十分行いながら、この解決に向けて取り組んでまいりたいと思っています。いわゆる放棄地になりかねない農地をきちっと整備して、それを貸借している人たちがちゃんと作れるようなそういう農地を完成させていきたいと思っていますので、これから様々なハードルがあると思いますが、議員皆様のご指導もいただきたいと思います。

ろであります。

私からは以上であります。他の質問については担当部より答弁させていただきますのでよろしくお願い致します。

以上であります。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） 改めましておはようございます。

私からは直播栽培、直播き栽培の協議会等の立ち上げについてお答えいたします。

本市をはじめ全国的にも農業従事者の高齢化や担い手不足によりまして、小規模農家の離農が進み、その受け皿として大規模農家の経営面積が拡大してございます。そのため、農作業の省力化や効率化が図れることから、水稻、直播栽培に取り組む農家も年々増加傾向にございます。水稻の直播栽培は、作業ピークが分散できることから、省力化や育苗に関わるコスト低減効果が期待できる栽培方法でございます。

しかし雑草対策、それから収量の不安定、専用品種、専用播種機の導入など課題がございます。このようなことから、これらの課題を克服するためにも協議会などの立ち上げも今後検討する必要があると考えます。

以上です。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、改めましておはようございます。

私からは3点目の防災無線が聞こえない場合の対策についてお答えします。

防災無線の放送が聞き取りにくい、聞こえない場合や、聞き逃した場合、通話料が有料となりますけれども、防災無線の音声を手話で聞ける音声応答システム、電話番号が49の1300番となっておりますけれども、そちらをご利用いただければと思います。直近の防災無線の内容が、録音した内容が電話で聞こえますので。そしてですね、音声応答システムの利用については、市のホームページや市の広報紙、出前講座などで周知を図っております。また本当の災害時の場合、青森県総合防災情報システムを活用しまして、市が発信した避難所の情報などをテレビやラジオ、インターネットなどを通じて情報が発信されます。これはよく災害発生時に、テレビの一部、全画面とか一部の画面に、つがる市の避難所どこどこ開設しましたとか、そういう情報が記憶あると思いますけど、その情報でございます。その情報が発信されますので、それぞれの媒体で情報を入手できます。

以上です。

○議長（木村良博君） 山内勝議員。

○3番（山内 勝君） ご答弁ありがとうございました。

それでは農地バンクについての2点目の2回目の質問でございます。

従来、県の事業主体であれば10ヘクタール以上の農地集積が必要でございましたが、市が事業主

体になった場合には5ヘクタール以上というふうにハードルが低くなっております。喜ばしい限りではございますが、2025年までに農地バンク経由が80%の目標ということがありましたが、当市は何パーセントなのか。また面積はどのくらいあるのか、これをお伺いします。

また、来年度から新規貸し借りまたは更新について、農地バンクを経由して利用しなければならないというふうに聞きましたが、詳しくお知らせください。

以上です。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） それではまず農地バンクを経由しての何パーセント、経由しているものは何パーセントあるか。また面積がどれくらいあるかについてお答えいたします。

農地中間管理機構を通した貸し借りの面積は363ヘクタール、つがる市の農地面積に対する割合は、2.6パーセントであります。

次に新規の貸し借りまたは更新について、農地バンクを利用しなければならないのかという質問ですが、農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、農地の賃借方法の1つである利用権設定等促進事業は、令和7年3月で廃止となります。そのため、農業経営基盤強化促進法による新規契約や契約の更新はできなくなるということになります。したがって、来年度からは農地の新規貸し借りまたは更新につきましては、農地中間管理事業による農地中間管理機構を利用した新規の貸し借りまたは更新、それから農地法第三条による貸し借りの2通りになります。

以上です。

○議長（木村良博君） 山内勝議員。

○3番（山内 勝君） ありがとうございます。多分、まだまだ周知徹底がなされていないと思いますので、農業委員会を含め周知徹底を急いで、皆さんに教えていただきたいというふうに思います。

それでは直播栽培の2つ目、2回目の質問に入らせていただきます。

直播栽培というのは、通称直播きですね。これには3種類がございます。つがる市では乾田直播、それから湛水直播、それから不耕起直播、この割合はどうなっているのか。また直播自体の面積をどの程度把握しているのかお知らせください。

○議長（木村良博君） 三上経済部長。

○経済部長（三上恒寛君） はい、それでは乾田直播、それから湛水直播、不耕起直播の割合、また直播面積についてお答えいたします。

データにつきまして、共済やメーカー、農家からの聞き取りによるため、把握しきれない面積もございますが、現在把握している割合は、乾田直播は36.4パーセント、湛水直播は32.4パーセント、不耕起直播は31.2パーセントとなっております。

直播自体の面積は、乾田直播は102.3ヘクタール、湛水直播は91ヘクタール、不耕起直播は87.7ヘ

クタールで、直播全体の面積は281ヘクタールであります。

以上です。

○議長（木村良博君） 山内勝議員。

○3番（山内 勝君） ありがとうございました。それぞれメリットデメリットがあると思いますけれども、とりわけ不耕起栽培がこれから注目されている栽培技術の1つであります。メタンガス発生等低くなって輸出に最適だというふうにいわれておりますので、ぜひ協議会や研究チームなどの立ち上げを急いでいただきたいと思います。

それでは、防災無線の事について2回目の質問に入らせていただきます。

例えば屋内設置型の受信機を希望設置するとしてもなかなか把握できない、数が把握できないと思いますけれども、全世帯に配置した場合の金額はどの程度か。また防災無線の音声携帯電話で聞けたり、文字で送信可能なアプリがありますが、導入を考えているのか。また、おおよその金額をお教え願います。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、個別の世帯ごとの受信機を全世帯へ設置した場合の金額についてお答えします。

戸別受信機1台の購入費は約5万円でございますが、ただ受信状態が悪い地域の場合は、屋外にアンテナを設置する必要がありまして、そのアンテナ設置費用が1台当たり約5万円程度となりますので、1世帯当たりおよそ5万円から10万円程度の額となります。本市には約13,000世帯ございますので、総額で設置費が6億円から最大で13億円の設置費となります。

続いて携帯用アプリの導入についてでございますけれども、以前、防災無線の音声文字に変換して、携帯電話にメールで発信するシステムの導入について検討いたしました。導入費が余りにも高額のため断念した経緯がございます。その後、令和5年8月から運用している市の公式LINEの導入に伴いまして、災害情報や避難情報をスマートフォンへ発信することが可能となりました。この経費は年約198万円です。議員ご提案の携帯アプリは、市公式LINEと同様の機能を有しておりますので、現在運用中の公式LINEで防災無線を十分に補完できるものと考えております。

今後も公式LINEにより、災害にかかわらず、本市の様々な情報を提供していきたいと考えております。また、携帯用アプリの導入金額でございますけれども、各社様々なアプリがございますが、以前本市で検討したシステムの導入費用はおよそ1,500万円ございました。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 山内勝議員。

○3番（山内 勝君） はい、ありがとうございました。少し金額が大き過ぎるなというふうなこともあります。災害時の市民の命を守るという観点からすると、どれか1つ、皆さんに周知徹底をさせる必要があるのではないかなというふうに思います。

3回目の質問でございますが、公式LINEの登録者数というのは、市内でどの程度おられますでしょうか。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、公式LINEの登録者数でございますけれども、11月18日現在で、登録者数は2,435人で、つがる市民の約8.4パーセント程度の割合でございます。非常に少ないと感じております。

市ホームページや広報掲載、あとは防災の研修会、出前講座などで登録についての周知を行っておりますけれども、登録者数が伸びていない状況でございます。今後もこれまで行ってきたホームページなどによる周知を継続して実施する他、例えば公式LINE登録が簡単にできるQRコードを様々な媒体に掲載するなど、今後工夫を凝らした方法などを取り入れて、公式LINEの登録者数の大幅な増につながるよう周知を強化してまいります。

以上です。

○議長（木村良博君） 山内勝議員。

○3番（山内 勝君） 8.4パーセントっていうのは少し低いかなというふうに思われますけれども、昨今の災害事情をかんがみても、いつどこで何がまさかというところが非常に多いと思います。ただ公式LINEでも何でも同じなんです、若い世代に対しては非常に効果的なことが多いと思いますけれども、ご高齢の方々にとってみれば、携帯電話アプリなどというのは、LINEというのは少しハードルが高いのではないかなあというふうに思われます。

市職員または我々議会の方でも知恵を出し合ってですね、市民にそういう災害の災害時の避難、または迅速な対応をとれるような対応を、ぜひ皆さんで考えて役立てたいというふうに思いますので、何か1つでもいい案がありましたらご提案いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で山内勝議員の質問を終わります。

◇ 平 田 浩 介 君

○議長（木村良博君） 第5席、1番、平田浩介議員の質問を許可します。

平田浩介議員。

〔1番 平田浩介君登壇〕

○1番（平田浩介君） 皆様改めましておはようございます。

第5席を賜りました五和会の平田浩介と申します。どうぞよろしくお願いいたします。質問がたくさんありますので、早速ですが質問に入らせていただきます。

通告の1点目、せせらぎの小径について質問させていただきます。

1点目は、保全と自然環境の維持についてです。

昨年の6月議会にて、三橋あさみ議員からせせらぎの小径について、状況を把握して対応しているのかという質問があり、整備については、草刈り等年3回、木の剪定枝払いは年2回行っているということのご回答でございましたが、先日、実際に歩いてみたところ、草は伸び、所々汚く、柿の木は通路にはみ出し、しゃがみながら歩かなければならないところもありました。また、鳥の死骸もあつたり、破損しているところが数か所あつたりと、整備がしっかりされていないのかなという感じをしました。

そこで今一度質問させていただきますが、管理業務と定期確認は今年度何回行っているのか。実績を教えていただきたいと思います。

2点目に、活用と観光資源についてです。

せせらぎの小径を今後どのように活用して、観光資源として生かしていくのか考えていかなければならないところがございますが、その前に、そもそもせせらぎの小径がどのような目的で整備され、整備された目的と経緯を改めて教えていただきたいと思います。

次に3点目は、騒音や混雑の問題に対する対策についてです。

せせらぎの小径は住宅と隣接されており、複数で歩いている方もいれば、犬の散歩に利用している方もいます。自転車で通行する方もいらっしゃいます。また、祭り等があれば利用する方も増え、結構人通りもあるかと思いますが、住民の方からの騒音などに関する苦情や意見等は今まであったのか。あつたら教えていただきたいと思います。

次に通告の2点目、つがる市高齢者タクシー利用助成事業の現状と課題について質問をさせていただきます。

1点目、今年からつがる市高齢者タクシー利用助成事業が開始されて、特に車をお持ちでない方で通院や買い物に外出される方にとっては、とてもありがたく大変助かる事業だと思います。私も大変すばらしい事業だと思っております。この事業を多くの方に利用してもらい、多くの方の助けになればいいなと思っております。

そこで質問ですが、現在、この事業を利用できる対象者の人数及び今までの利用状況について教えていただきたいと思います。

2点目は、ライドシェア事業についてです。

現在つがる市にあるタクシー業者は4社あり、その4社に営業時間を聞いたところ、予約があれば朝早くでも夜遅くに22時くらいでも対応はするが、何もないと18時ごろには閉めます。もっと早く閉めることもあるとのことでした。また、木造駅に待機している時間体は16時30分くらいまで。それを過ぎると営業所に帰るとのことでした。それ以降は駅には、駅に待機しているタクシーはございません。私も実際に体験したことがあります。夜にタクシーを使いたいときになかなか確保することができず不便さを感じたことがあります。そこで今、ライドシェア事業という事業を展開している自治体が増えてきております。この事業に関しては、まだまだ課題も多いみた

いですが、実際に行っている自治体や実験的にしている自治体が実際にございます。

そこで質問ですが、タクシーが不足する地域や時間体における交通手段の確保が難しい時間体に、つがる市ではライドシェア事業で移動手段を確保するお考えがあるのか教えていただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

よろしくお願いします。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

倉光市表。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） つがる市高齢者タクシー利用助成事業の現状と課題ということでご質問いただきました。まず対象者の人数と利用状況について報告してくれということでございます。

この事業は高齢者が外出する際に、利用するタクシー運賃の一部を助成しようということで始めました。高齢者の日常生活における通院あるいは買い物等、様々な外出に対する支援をしようということで、そしてまたそれが社会参加につながるんだろうということで、これを目的として始めたところであります。

対象者は令和6年4月1日時点でつがる市在住の75歳以上の方で、この予算取りの人数の設定は約6,000人、正確には予算要求のその積算根拠としては6,044人ということで予算を設定しているということであります。内容につきましては1人当たり48枚、月4枚掛ける12ヶ月ということで48枚のタクシーの初乗り運賃の無料の助成券を交付しているということであります。タクシー初乗り運賃無料の助成券を交付するという事業であります。交付件数は対象者の10パーセント、1割程度を目途としておよそ604件。約600件でありますけど、これを想定したところであります。10月末時点で交付件数は509件となりました。対象者の1割を予算として盛ってるんですが、ほぼほぼそれに近い利用があったんだなと思っております。まだこれからも伸びるかもしれませんが、伸びればまた市民の皆さんに還元するという考えを持っていますけども、助成券の利用状況については、5月下旬の利用開始から約2,892枚、全体で。交付件数は509件ですが、助成券の使用枚数ですが、それは10月末時点で2,892枚というふうになってございます。

この制度が市民の75歳以上という方限定ではありますが、外に対して出歩くと、病院であれ買い物であれ、そういう方々の足となっていただければ非常にありがたいと思っていますので、引き続きこの制度については継続していきたいと思っていますところであります。

以上であります。

他の質問については各担当部から答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（木村良博君） 成田建設部長。

○建設部長（成田正隆君） それではせせらぎの小径について建設部からお答えいたします。

1 点目、保全と自然環境の維持についてということですが、せせらぎの小径の管理業務ですが、令和 6 年度においては、今年 5 月 15 日に契約し、履行期間は年度末の来年 3 月 31 日までとなっております。業務内容としましては、年 3 回の薬剤散布及び草刈りと、年 2 回の剪定枝払い等であります。これまでに害虫駆除のための薬剤散布と草刈りを 6 月、8 月、9 月に実施し、剪定枝払いを 6 月に実施しております。今後は剪定枝払いをもう一度実施する予定です。ご指摘の通り、遊歩道上に雑草や破損箇所、樹木のはみ出し等が確認されております。また、これまでは定期的な巡回について十分実施できていない状況でしたので、今後は管理業務受託者と連絡を密にとり対応してまいります。

続きまして 2 点目、活用と観光資源についてというところで、整備の目的経緯を申し上げます。

せせらぎの小径の整備の目的と経緯につきましては、古田川都市下水路の水緑景観モデル事業として、平成 2 年度に基本計画を作成しており、その地域内の排水路に沿って、良好な水辺環境を形成し、水と親しみながら潤いと安らぎを回復させることを目的として整備されたものです。

具体的に申し上げますと、旧木造町の中心街を流れている古田川は、整備する前は雑草やのり面の崩落、廃棄物の投棄が目立ち、川の流れも滞りがちでしたので、これらを解消することを目的に水路を整備し、それによって生じた余剰水路敷地を有効活用するため、遊歩道を併設したものです。

3 点目の騒音や混雑の問題に対する対策として、現在は、主立った苦情はございませんが、害虫の発生であったり、臭い等のお話は聞いております。害虫に関しては、薬剤散布を委託し、年に数回対応しており、臭いについては昨年度、排水路の清掃を実施しております。

今後その都度必要と思われる対応を迅速に行い、良好な環境づくりに努め、市民に愛される小径を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、私からは 2 点目の 2 つ目、ライドシェアについて、今後考えはあるのかという質問でございます。

まずライドシェアとは、基本的に一般のドライバーが自家用車を使用しまして、有償で人を運ぶサービスでございます。

本市では、現時点において交通手段が空白となる時間体を埋めるために、ライドシェアを実施するといった予定はございませんけれども、この仕組みづくりが整理できれば、課題の解消、利便性の向上には非常によい移動手段確保の手法だとは考えております。ただし、ライドシェアの実施につきましては、既存の交通関係事業者との調整や運営方法など、検討協議を重ねていかなければならない部分も多くございますので、他地域、五所川原さんでもやっておりますけれども、実証運行の状況なども確認しながら今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） はい、ご答弁ありがとうございました。それでは1点目の保全と自然環境の維持についての2回目の質問させていただきます。

整備に関しましては分かりました。これからこまめに確認をしていただければ助かります。よろしく願いいたします。

2回目の質問ですが、先ほども言いましたけども、破損している箇所が数か所ありました。安全性を考慮するのであれば、早めの対応をお願いしたいのですが、これについて修繕等の計画は今あるのかどうかお聞きしたいと思います

○議長（木村良博君） 成田建設部長。

○建設部長（成田正隆君） 当該遊歩道は、水路の両側に整備しており、橋も存在することから、歩行者の転落、転倒を防止するための安全対策は最も重要視すべき点であります。破損状態の程度を見極め、危険の度合いが高いと判断された場合には速やかに対応し修繕してまいります。

また、民地から張り出している樹木の枝については、地権者に伐採を求めるなど、通行に支障を来すことがないよう対策を講じてまいります。沿道の空き家についても、危険度が高い家屋については、防災担当課において危険防止の応急措置を講じております。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございました。整備及び破損箇所の修繕については、早めの対応をよろしくお願いいたします。

続いて、活用と環境資源についての2回目の質問をさせていただきます。

整備された目的、経緯は分かりました。答弁にもあったとおり、良好な水辺環境を形成し、親水性を増し、潤いと安らぎを回復させる目的で整備されたのであれば、市民の皆様、または観光客、イベント等催し物にも活用できるように整備、また管理をしていくべきかなと思いますが、市として今後せせらぎの小径をどのように整備して活用していくのか教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 成田建設部長。

○建設部長（成田正隆君） 今後の整備につきましては、今のところ大規模な整備計画はございませんが、活用を進めていくにあたりましては、市民のニーズに合わせながらお声を頂戴し、整備当時の目的を損なうことなく、商店街の活性化のための観光推進施策等と融合させていくためにも、関係機関と一体となってどのようなことができるか模索し、より活用しやすい環境にしていければと考えております。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） はい、ありがとうございます。せっかくあるものですので、有効、有意義に活用できるように、また市民の皆様をはじめ、多くの方が憩いの場として利用できるように、これ

からいろいろと考慮していただければと思います。よろしくお願いいたします。

続いて3回目の質問ですが、せせらぎの小径を駅前の方まで伸ばして、駅から利用できるようにしてみてもどうかと思っております。

今現在、せせらぎの小径は、下木造に看板があり、そこから入り歩くと上町の住宅の入り組んだところに出てそこで終わりとなります。そのため、せせらぎの小径の存在が、市民の皆様はもちろん外部から来た方は特に分からず、存在が薄れてしまっているように感じております。駅まで延ばすことで、観光客、また市民の皆様の目にも触れ、より利用しやすくなると考えますがいかがでしょうか。お願いします。

○議長（木村良博君） 成田建設部長。

○建設部長（成田正隆君） 新規の整備に関しましては、現在計画はございませんが、現況のせせらぎの小径を、より安全に親しみやすい環境にすることは大切なことであり、長期的な展望を視野に入れ検討してまいります。

また小径の起点が分かりにくいとの声もございますので、看板を設置し、周知を図りたいと思っております。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） はい、ありがとうございます。せせらぎの小径という名称、そして存在を多くの方に知ってもらい、有効活用してもらい、また観光の観光資源の1つとなるように前向きなご検討をよろしくお願いいたします。

続いて、騒音や混雑の問題について2回目の質問をさせていただきます。

せせらぎの小径は歩行者、自転車が通り、また道が狭くなっているところもあり、途中道路を渡る箇所もございます。これから整備管理をしていく上で、事故防止のためにも安全対策は必要なことだと思っております。市としては、どのような安全対策を考えているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（木村良博君） 成田建設部長。

○建設部長（成田正隆君） 安全対策として、道路横断など危険箇所に看板を設置し、道路に直接飛び出ししないように注意喚起をしてまいります。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） ありがとうございます。安全対策をしっかりといただき、事故等がないように対策の方よろしくお願いいたします。せせらぎの小径がきちんと整備され、有効活用され、今後、つがる市の名所の1つとして活用されたら、地域活性化や子育て環境の充実にも繋がっていくと思いますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは続いて、つがる市高齢者タクシー利用助成事業の現状と課題について、2回目の質問をさせていただきます。

10月末時点で509件、想定されているのは604件ということであれば、市長もおっしゃったとおり、若干余裕があるみたいでありますので、とてもいい事業で助かる方がたくさんいると思いますのでPRの方をどんどんしていただき、頑張っていただきたいなと思っております。

そこで2回目の質問ですが、申請方法はどのようにされているのか教えていただきたいと思います。また、申請方法について、利用者からの要望意見等が今までにあったのか、あったら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、高齢者タクシー利用助成事業の申請方法でございますけれども、市役所本庁または各出張所窓口へ申請書を、直接提出、持参して提出するか、郵送による申請書の提出となっております。利用者からの要望意見といたしましては、一部の利用者からは、自宅から市役所に直接提出しに行くことが困難であることや、郵便ポストに行くにしてもポストそのものが遠いところにあるなど、申請そのものが難しいとの意見を伺っているところでございます。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） はい、ありがとうございます。申請方法に関しましては、市民の皆様のご意見どおり、改善の余地があるのかなと思っております。対策の方よろしくお願いします。

それを踏まえて、3回目の質問になりますが、市として今後どのような改善が必要か。

また改善をしていきたい点がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、事業の改善点につきましてでございますけど、利用者からもご意見がありました申請の方法について、外に出向かず自宅からも申請できるような方法にも対応できるよう改善していきたいと考えております。

具体的には、インターネットなどによる申請や関係部署との調整が必要にはなりますけれども、マイナンバーカードによる電子申請の環境整備に向けて検討してまいります。また基本的に利用希望者は毎年申請していただくこととなりますけれども、次の年度の継続利用に関する希望を確認しまして、継続利用の方には添付書類の提出を簡素化するなど、より申請しやすい方法を検討してまいります。

その他には助成券交付するんですけども、助成金を利用する際に、助成券1枚に8回分の利用券が印刷されておりまして、利用するとき、利用者がその利用券を8回分切り取って使用していただいております。なかには切り取る際に失敗している利用者もございますので、その辺もミシン目を入れるとか工夫して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1 番（平田浩介君） はい、ありがとうございます。この事業を利用される方は車を持っていない、または免許を自主返納して運転できない。また、ご病気等でなかなか車運転、あと外出が困難という方が多いのかなと思います。そこでぜひ申請方法を今一度考えていただき、より利用しやすいように改善をお願いしたいと思います。また、私も実際に助成券を見させていただきました。確かに8回分、6枚を切るとなると難しく、とても面倒だなというふうに感じました。少し予算もかかるかもしれませんが、改善の方をよろしくお願いいたします。

続いての質問ですが、今後、免許の自主返納が進み、この事業の利用者の増加が見込まれる中で、タクシー業者の負担が増加していくことが予想されます。今現在も乗り手不足等もあり、台数を減らして運営されているようです。

今後もこの事業を継続していくためにも、市としてはどのような対応を考えているのか教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、タクシー事業者さんからは新規の利用者さんが増えたという声や経営的にも助かっていると。この助成事業に対しては、非常に好意的なお話を伺っております。

本事業につきましては、来年度以降も、継続的に実施していく予定でございますけれども、タクシー事業者と連携して事業に対応できる運転手や車両の数などを把握し、さらにその利用状況や利用者の声も確認しながら、末長く継続して実施できるよう進めてまいります。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1 番（平田浩介君） はい、ありがとうございます。今後も継続して行えるように、業者との調整をよろしくお願いいたします。

続いて次の質問ですが、今はタクシー業者4社との契約でこの事業を行っていると思いますが、4社とも介護タクシーの運行は行っていないということでございました。介護タクシーを利用したい方がいた場合、事業対象となる市内のタクシー業者に介護タクシーを運行できる業者が含まれていないため、この事業を利用することができません。

介護タクシーに乗車した場合でも助成対象となるようにできないのか。また福祉有償運送利用者にも制度の利用対象として広げることにはできないのか教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） この事業の対象事業者は、議員がおっしゃるとおり、市内のタクシー会社全4社となっております。市内のタクシー事業者は、介護タクシーの運行を実施していないため、介護タクシーの利用は本市以外のタクシー事業者が実施している介護タクシーを利用することとなるため、つがる市のこの事業の助成の対象外となります。しかしながら、本助成事業の対象者である高齢者の中には、通常のタクシーではなく、それこそ、いわゆる対介護タクシーや議員のおっしゃる福祉有償運送の利用が必要な方もいらっしゃるかと思います。

介護タクシーや福祉有償運送は、高齢者や障害のある方にはぜひ必要な交通手段ではありますが、利用にかかる経済的負担も大きいと思われますので、この2つの利用者の助成事業の対象となるよう実施に向けて関係部署などと協議しまして検討してまいります。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） はい、ありがとうございます。この事業とてもいい事業です。ぜひ対象となる皆様が有意義にこの助成を使えるように、多くの方が利用できるように早期実施の方よろしくお願いしたいと思います。

次にライドシェア事業について2回目の質問をいたします。

確かに交通関係事業者との調整、運営方法、安全面の問題と課題は多くありすぐできるものではないと思います。しかしながら、だからこそ実験的にでも始めてみて、少しずつ課題を解決していつて、つがる市としてのライドシェア事業を確立していけばいいのかなと思っております。他の自治体では始めてきている事業ですので、つがる市もできないわけではないと思っております。

そこでライドシェア事業を検討するということでございましたが、具体的に実施時期はいつ頃を念頭に検討しているのか教えていただきたいと思います。

○議長（木村良博君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） はい、具体的にいつ頃からという質問でございますけども、タクシー会社が運営するライドシェア事業につきましては、市内のタクシー会社と事業の実施の可能性について協議して要請することで、早期の実施が図られるように検討してまいります。

自治体主導のライドシェア事業につきましては、これまで本市において実施に向けた調査や検討の事実もなく未定となっております。しかしながらですけども、本市の地域公共交通全体の将来的なあり方については、これまでも様々協議されてきており、その中で議員が提案するライドシェアについてどのような位置付けで実施できるのか検討しまして、実現へ向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木村良博君） 平田浩介議員。

○1番（平田浩介君） はい、ありがとうございます。ぜひぜひ前向きな協議検討をよろしくお願い申し上げます。

つがる市は世界遺産があり、人気スポットもだんだん増えてきております。また各地域、各種イベント等も行われ、ますますつがる市を訪れる方が多くなってきている、多くなって増えてくると思っております。また2年後には国スポもあります。そのときに交通手段がないということになれば大変な問題となってきます。ライドシェアもそうですが、乗り合いタクシーや巡回バス等、交通手段を充実させていくことが早期に必要なと思いますので、ぜひ対策の方よろしくお願い申し

上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で平田浩介議員の質問を終わります。

ここで休憩します。11時10分から再開します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（木村良博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 齊 藤 渡 君

○議長（木村良博君） 第6席、5番、齊藤渡議員の質問を許可します。

齊藤渡議員。

〔5番 齊藤 渡君登壇〕

○5番（齊藤 渡君） おはようございます。第6席絆心会、齊藤渡です。

私の方からは今回相続の問題について、2点ほど質問をさせていただきます。

相続に関しましては、以前、農業委員会さんの方に農地のことで質問したことがございます。改めての質問になる理由についてでございますけれども、2025年問題という団塊の世代が75歳を迎えるタイミングに入ってまいりました。私、昭和47年、1972年ですので、いわゆる団塊のジュニアの世代でございます。我々の親の世代が、亡くなられる方が出てまいりまして、自分の父親の後、亡くなった後、土地家屋についての今度相続という問題がでてまいります。その相続の中で、今まで分からなかった部分がこういうタイミングで出てくるというのがこの相続という問題だと思います。今回はですね、土地建物あるいは農地について、質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目のですね、土地家屋について、まだ相続が完了していない状態にあるのはどの程度かという質問でございますけれども、こちらはですね実際、実例がございます。

実際、父親が亡くなって自分の家がですね、父親名義だと思っていたものが、何とあけてびっくりおじいさんの名義であったこういうことはよくあることでございます。ただ、相続がされない猶予期間がございますけれども、されていない状態であっても住宅としては機能していくわけでございまして、これは農地も同じです。相続がされないからといって、それが即空き家、あるいは耕作放棄地になるわけではないという認識でいますので、まだそういう相続がきちとなされていないのがどの程度つがる市に存在するのをお知らせください。

2点目ですけれども、農地に関して、相続がされていない場合ですね、そのような場合は、その後の賃貸借、貸し借りや売買にどのような影響があるのをお知らせいただきたいと思います。

この質問の理由なんですが、こういう事例がございました。

父親が亡くなった後に農地を相続したと。いやそれは借りている土地だという認識があったんですが、それが実は又貸しの土地であったとか、そういうこともケースとして存在しているように聞いております。非常に親子関係等、相続の問題、複雑に絡み合うことですので、少し整理をして今回質問をしてみたいと思っております。

まず以上2点についてご答弁の方よろしく願いいたします。

○議長（木村良博君） 答弁を求めます。

平田財政部長。

○財政部長（平田光世君） はい、私からは齊藤議員の土地家屋について、まだ相続が完了していない状態にあるのはどのくらいかというご質問にお答えいたします。

令和6年度、固定資産税の課税台帳をもとに算出したものでございます。

まず土地のうち、地目が宅地で相続が完了していない状態にあるのは、3,198筆、未相続割合としては13.9パーセントとなります。また、家屋のうち、居宅について完了していない状態にあるのは2,667棟で、未相続割合としては19パーセントという割合となっております。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（竹内攻規君） はい、私の方からは、農地に関して相続がなされていない場合、その後の貸借や売買にどのような影響があるかについてお答えします。

まず貸借の場合は、まず法定相続人の過半数以上の同意書がなければ貸借できませんが、法定相続人からの過半数以上の同意書及び、被相続人との関係が分かる書類などの提出があれば貸借はできます。

それから売買の場合は、法定相続人への相続登記が完了していない場合は、売買をはじめ贈与など、所有権の移転はできないことになっております。

本市では相続がされていない貸借の場合は、なるべく法定相続人に相続登記を促し、貸借手続きを勧めております。

以上です。

○議長（木村良博君） 齊藤渡議員。

○5番（齊藤 渡君） ありがとうございます。まずですね、1点目のですね、先ほどの財政部長の答弁にありました相続がされていない宅地ですね、これが3,198筆、率にして13.9パーセントで、家屋についてが2,667棟の19パーセント、数字はあくまでも数字であって、これは多分今後どんどん相続がされていくものというふうに想像してございます。そこでですね、この1点目の土地家屋についてまだ相続が完了してない状態にある。これについてちょっともう1点だけ質問をさせていただきたいと思います。

例えばのケースなんです、先ほど申し上げたように、家屋が祖父の名義であってそれを孫が相

続すると。一世代とぶような形で相続がされる場合はですね、どのような手続きというのが必要になってくるのかお知らせください。

○議長（木村良博君） 平田財政部長。

○財政部長（平田光世君） 私からはそうすれば、未相続の場合の相続手続きの方法ということでお答え申し上げます。

方法には、まず3つのケースがございまして、まず遺言書がある場合、こちらは原則として遺言で指定された相続人が相続するというのが1点でございます。

次の2つ目として、遺産分割協議という方法がございまして。こちらはすべての相続人で話し合いをして、相続人全員がその内容に合意すれば、その決めた割合で相続する方法となります。

次に3つ目として、法定相続分という方法がございまして。こちらは法律で決められた割合で相続する方法で、妻が2分の1とか子ども2分の1とか、そういう法定的にもう決まった割合で相続するという方法がございまして。いずれの方法も必要書類を作成して、法務局へ申請することとなります。

方法としては、自分で申請することも可能ですが、何通りものケースがございまして、一般的には司法書士さんへご相談することが多いものと思われまして。

以上でございます。

○議長（木村良博君） 齊藤渡議員。

○5番（齊藤 渡君） はい、今、財政部長の方からですね相続の仕方は全部で3つであると。遺言、遺産分割、あと法定相続人というこの3パターンがあると。

先日の新聞にですね、23年、去年ですね、去年の4月からですね、遺産分割に関してちょっと新しいルールができたみたいで、相続開始から10年経過しても遺産分割の協議が成立しない場合、つまり兄弟間あるいはその横の関係上で何か不都合が生じている場合においても、原則として10年が経過すると、法定相続に切り替わっていくというような法律になったというふうに先だっの新聞に書いてございます。いずれにしてもですね、農地に限らず、宅地、これ結局空き家に直結してまいりますので、できるだけ速やかに相続がされるよう、積極的に行政側からもですね働きかけていただければというふうに考えております。

相続の問題は、宅地家屋の相続についてはこれで終わりますが、2点目のですね、農地に関しての相続についても1つだけ質問をさせていただきます。

例えばですね、相続がまだ未相続でも耕作は継続していきます。そういう状態にあるものであればよろしいんですが、もう完全に耕作放棄になっちゃって、水利費とかが滞納されている農地というのも存在しているというふうに聞いております。そういう場合はですね、貸借や売買にどのような影響が出るのかお知らせください。

○議長（木村良博君） 竹内農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（竹内攻規君） 耕作放棄状態にあり、水利費などが滞納されている場合、貸借や売買にどのような影響を及ぼすかについてお答えします。

農地が耕作放棄状態であれば、その農地は周辺の農地に悪影響を与え、荒廃が進み、耕作可能に復元することが困難となり、貸借や売買する、担い手が見つからないことがございます。仮に貸借、売買する人がいたとしても、農地として整備し耕作する必要があります。また、安い小作料での賃貸借契約や売買契約となってしまうことが考えられます。

また、水利費の滞納処分されている農地の場合には、その処分が解除されなければ取引とかに支障を来すことも考えられます。

以上です。

○議長（木村良博君） 齊藤渡議員。

○5番（齊藤 渡君） 水利費の滞納というのは結構、巷で話に聞く事象でございます。いろいろな考え方があるんだと思うんですが、例えば、特に農地ですね、先ほど山内勝議員が農地中間管理機構のお話をされておりました。なかなか今年みたいなお米の値段が良い年であっても、経営と農地の相続っていうのはなかなか連動してきてないような実感を受けております。ぜひですね、農業委員会の方々にはですねその辺をうまく出し手と借り手をですね調整していただけるよう、何とかお願いしてですね、耕作放棄地ができないよう、進めていっていただければと思います

今回私の方からはですね、土地と家屋、そして農地の相続について質問させていただきました。今後はですね、土地家屋に関してあるいは農地に関してですね、適正な利用管理がなされていない場合はですね、やはりこれある程度行政が積極的な介入をしていくことも必要になってこようかと思えます。

最後にですね、1点だけちょっと事例を紹介して私質問を終わりたいと思うんですけれども、今回この土地の問題を取り上げた理由はですね、実は東日本大震災、あと、先般の能登半島沖の地震ですね、このことで、復興をする上で非常にこの土地の問題、特に未相続の問題で、非常にその後の復興が、時間が要するというふうな指摘がございました。

つがる市はですね、優良な農地をたくさん持っております。できればこういう農地がですね、次の世代に、綺麗な形で受け継いでいっていただくようですね祈念して、私からの質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（木村良博君） 以上で齊藤渡議員の質問を終わります。

これで今定例会に通告された一般質問は全て終了しました。

これにて一般質問を終結します。

◎総括質疑

○議長（木村良博君） 日程第2、報告第9号から報告第10号及び議案第75号から第96号までの計24件を一括議題とします。

今定例会の提出議案に対する総括質疑の通告はありませんでした。

◎予算特別委員会の設置

○議長（木村良博君） 日程第3、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。ただいまの議案のうち、議案第75号及び議案第77号から第79号までの予算関係4件については、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、ただいま設置した予算特別委員会を本日の会議終了後、この議場に招集します。

◎議案等委員会付託

○議長（木村良博君） 日程第4、ただいま予算特別委員会へ付託した以外の議案については、タブレットに配信のとおり各常任委員会へ付託します。

◎散会の宣告

○議長（木村良博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日から11日までは、委員会開催等のため本会議は休会とします。来る12月12日木曜日は、午前10時に会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

（午前11時28分）

第 4 号

令和6年12月12日（木曜日）

令和 6 年第 4 回つがる市議会定例会会議録

議事日程（第 4 号）

令和 6 年 1 2 月 1 2 日（木曜日）午前 1 0 時開議

1 開議宣告

1 議事日程

日程第 1 予算特別委員長審査報告、質疑、討論、採決

「議案第 75 号」・「議案第 77 号」～「議案第 79 号」

日程第 2 総務常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

「議案第 80 号」～「議案第 82 号」

日程第 3 経済建設常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

「議案第 84 号」～「議案第 87 号」

日程第 4 教育民生常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

「議案第 76 号」・「議案第 83 号」・

「議案第 88 号」～「議案第 96 号」

日程第 5 発議第 5 号 つがる市議会委員会条例の一部を改正する条例案

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 5

追加日程第 1 議案第 97 号 令和 6 年度つがる市一般会計補正予算（第 5 号）案

追加日程第 2 議案第 98 号 令和 6 年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案

追加日程第 3 議案第 99 号 令和 6 年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）案

追加日程第 4 議案第 100 号 令和 6 年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）案

追加日程第 5 議案第 101 号 令和 6 年度つがる市下水道事業会計補正予算（第 4 号）案

追加日程第 6 議案第 102 号 つがる市職員の給与に関する条例及びつがる市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

追加日程第 7 議案第 103 号 つがる市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

追加日程第 8 議案第 104 号 つがる市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

出席議員（１８名）

１番	平田浩介	２番	三橋あさみ	３番	山内勝
４番	秋田谷建幸	５番	齊藤渡	６番	田中透
７番	佐々木敬藏	８番	長谷川榮子	９番	成田博
１０番	木村良博	１１番	佐藤孝志	１２番	野呂司
１３番	天坂昭市	１４番	成田克子	１５番	佐々木慶和
１６番	平川豊	１７番	山本清秋	１８番	高橋作藏

欠席議員（０名）

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	倉 光 弘 昭
副 市 長	今 正 行
教 育 長	山 谷 光 寛
選挙管理委員会委員長	成 田 照 男
農業委員会会長	藤 本 正 彦
監 査 委 員	台丸谷 績
総 務 部 長	高 橋 一 也
財 政 部 長	平 田 光 世
民 生 部 長	高 橋 勉
健康福祉部長	島 田 安 子
経 済 部 長	三 上 恒 寛
建 設 部 長	成 田 正 隆
教 育 部 長	鳴 海 義 仁
消 防 長	江 良 康 博
農業委員会事務局長	竹 内 攻 規
監査委員事務局長	渡 辺 一 晋
総 務 課 長	葛 西 正 美
財 政 課 長	葛 西 明 仁
市 民 課 長	川 越 七 重
福 祉 課 長	宮 西 良 和
農林水産課長	佐々木 雅 規
土 木 課 長	長 内 研 也
教育総務課長	小田桐 勇 人
消防本部総務課長	工 藤 真 史
会 計 課 長	山 谷 慎 一
選挙管理委員会事務局次長	横 山 晃

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 口 淳 志
議事総務課長	三 上 雅 弘
議事総務課長補佐	福 士 寿 幸
主 査	成 田 耕 太

◎開議宣告

○議長（木村良博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎予算特別委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 本日の議事日程は、タブレットに配信のとおりです。

日程第1、議案第75号及び議案第77号から第79号までの4件を一括して議題とします。

予算特別委員長の審査報告を求めます。

長谷川榮子予算特別委員長。

〔予算特別委員長 長谷川 榮子君登壇〕

○予算特別委員長（長谷川榮子君） 改めて皆様おはようございます。それでは、予算特別委員会に審査の付託を受けた議案の審査の経過及び結果についてご報告いたします。

去る12月3日の本会議において、委員会が設置され、専決処分した令和6年度一般会計補正予算の報告及び承認を求めるの件1件、令和6年度各会計補正予算案3件、計4件の議案について審査の付託を受けました。

本委員会は、12月4日に委員会を開催し付託議案の審査を行いました。審査経過の詳細につきましては、全議員で構成された委員会でありますので、省略させていただきます。

主な経過として、まず、令和6年度の一般会計の専決処分した補正予算では、10月27日投開票されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に関するものと説明がありました。

また、令和6年度一般会計補正予算案では、電気料金の高騰に係る光熱水費の増額及び同じく影響を受ける指定管理料の増額であるとの説明がありました。繰越明許費の「柏農産物加工センター等建設事業」においては、「繰越しとなった理由は」との質疑に「今年度中に造成工事が完了予定であったが、開発許可の申請の際に必要な各関係機関との協議等に時間を要したこと、また軟弱地盤で冬期間に施工するには難しいため」との答弁がありました。7款1項1目つがる地球村費のスポーツパーク遊具設置工事は「遊具等の追加なのか」との質疑に「新設する大型遊具の対象年齢が3歳以上であるため、幼児や障害を持つ子供も利用できるようにホールドタイプの装具がついたインクルーシブ対応ブランコを追加で整備する」との答弁がありました。

また、令和6年度介護保険特別会計補正予算案では、2款1項2目地域密着型介護サービス給付費は「各サービスで現在利用されている人数は」との質疑に「10月末現在でグループホームが154名。特別養護老人ホームが60名、デイサービスが156名、その他のサービスが1名、延べ371名が利用されている」との答弁がありました。

また、下水道事業会計についても詳細な説明がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、付託された計4件について、執行部より詳細な説明を受け、妥当な専決処分であり、市政執行上、事業運営上、必要な補正予算であると認め、本委員会では全会一致により、承認及び原案どおり可決と決しました。

当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分に考慮し、事務の執行にあたられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第75号及び議案第77号から第79号までの4件は、いずれも承認並びに原案どおり可決することに決定しました。

◎総務常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 日程第2、議案第80号から第82号の3件を一括して議題とします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。

成田博総務常任委員長。

〔総務常任委員長 成田 博君登壇〕

○総務常任委員長（成田 博君） おはようございます。それでは、総務常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、12月6日に開催し、付託された議案3件について、執行部より詳細な説明を受け慎重に審査を行いました。その過程において、議論された主なものをご報告いたします。

議案第80号「つがる市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案」では「審査の申し出があった件数と審査結果は」との質疑に「審査の申し出は5件あり、審査結果はいずれも却下となった」との答弁、「審査の申し出はいつでもできるのか」との質疑に「申し出ができる期間は、固定資産の価格等を公示した日から、納税通知書を受け取った後、3か月を経過するまで」との答弁がありました。

議案第81号「つがる市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する条例案」では「この条例の適用を受けた事例はあったか」との質疑に「この条例の適用を受けた事例はない」との答弁がありました。

議案第82号「つがる市消防団条例の一部を改正する条例案」では「消防団員の確保について対策を検討しているか」との質疑に「令和4年度に消防団員の年報酬額を1万円から、国基準の3万6,500円に、令和5年度には災害出動時の出動報酬を出動時間にかかわらず、1,500円から6時間以上出勤した際は、国基準の8,000円に引き上げを行ったほか、消防団活動をより多くの市民に知っていただくため、観閲式や玉落とし競技大会を行った。また、入団促進の活動や広報活動をFM五所川原に依頼した」との答弁がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、付託された議案3件について、本委員会では、原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもって総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第80号から第82号の3件は、原案どおり可決することに決定しました。

◎経済建設常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 日程第3、議案第84号から第87号の4件を一括して議題とします。

経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

田中透経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 田中 透君登壇〕

○経済建設常任委員長（田中 透君） 改めまして、おはようございます。それでは、経済建設常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

本委員会は、12月6日に開催し、本会議において付託された議案4件について、執行部より詳細

な説明を受け審査を行いました。審査の過程で、議論された主なものをご報告いたします。

議案第84号「つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件（つがる市道の駅アースストップ）」では「売上はどのように推移しているか」との質疑に「売上は、令和3年度が2億8,198万3,327円、令和4年度が2億9,697万985円、令和5年度が3億4,551万2,441円と増加している」との答弁がありました。

議案第85号「つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件（つがる市体験農園施設及びつがる市柏ガラス温室及び生きがい農園）」では「使用料を改定した影響は」との質疑に「使用料を見直したことで指定管理料が、昨年度と今年度は1,341万3,000円であったが、来年度以降は、1,100万円に減額する予定」との答弁がありました。

議案第86号「つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件（つがる市車力農林水産物直売・食材供給施設むらおこし拠点館「フラット」）」では「売上はどうか」との質疑に「売上は、令和3年度が9,689万3,930円、令和4年度が9,383万6,370円、令和5年度が1億369万9,092円」との答弁がありました。

議案第87号「つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件（つがる市つがる地球村及びつがる市つがる地球村スポーツパーク）」では「今年度の収支の見込みは」との質疑に「宿泊施設利用料金及び商品売り上げ等の収入の合計見込み額は2億2,110万円、人件費、施設管理等支出に関する見込み額は2億1,440万円であり、今年度の収支は670万円の黒字を見込んでいる」との答弁がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、本委員会では全会一致により議案4件について原案どおり可決すべきと決しました。

これをもって経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第84号から第87号の4件は、原案どおり可決することに決定しました。

◎教育民生常任委員長審査報告、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 日程第４、議案第76号、議案第83号及び議案第88号から第96号の11件を一括して議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。

齊藤渡教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 齊藤 渡君登壇〕

○教育民生常任委員長（齊藤 渡君） それでは、教育民生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、12月９日に開催し、本会議より付託された議案11件について、執行部より詳細な説明を受け審査を行いました。審査の過程において、議論された主なものをご報告いたします。

議案第76号「専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（つがる市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例）」では「資格の対象者は何人いるか」との質疑に「今年の４月１日現在で712名、去年は774名であった」との答弁がありました。

議案第88号「つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件（つがる市柏老人福祉センター）」から議案第96号「つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件（つがる市柏総合体育センター、つがる市木造河川敷運動場及びつがる市柏河川敷運動場）」については、これまで指定管理を行ってきた各法人の管理状況の実績を踏まえ、今後も良好に施設を管理できると判断し、継続して同じ法人へ指定管理を行わせるとの説明がありました。

質疑応答のなかで関連質問として「市の温泉施設全般について、電気料高騰などによる入浴料の値上げは考えているのか」との質疑に「現在、料金の値上げは考えていない」との答弁がありました。

以上のとおり慎重に審査した結果、付託された議案11件について、本委員会では全会一致により、承認及び原案どおり可決と決しました。

これをもって、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（木村良博君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第76号、議案第83号及び議案第88号から第96号の11件は、いずれも承認及び原案どおり可決とすることに決定しました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 日程第5、発議第5号 つがる市議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提出者の秋田谷建幸議会改革特別委員長に提案理由の説明を求めます。

秋田谷建幸議会改革特別委員長。

〔議会改革特別委員長 秋田谷建幸君登壇〕

○議会改革特別委員長（秋田谷建幸君） 発議第5号 つがる市議会委員会条例の一部を改正する条例案の提案理由の説明をいたします。

趣旨といたしまして、次期議員改選により定数削減となり、3常任委員会委員数も減少となることから、議論が偏在する可能性があり、これを是正するため、事前につがる市委員会条例第2条に規定する常任委員会の編成を見直そうとするものです。

概要といたしましては、現在、3常任委員会体制により議案等の審査にあたってきましたが、令和9年改選から定数18人から16人に削減され、各委員会の構成についても5人・5人・6人の体制となり、議案に対する質疑や議論が十分できなくなることが懸念されるため、多様な意見を求めるためには少人数委員会を避けた委員会構成を取ることが有効であると考えられ、また、常任委員会の所管が増えることにより、各委員の調査範囲も増加しますが、広い視野での研究ができるということから、3常任委員会制から2常任委員会制とします。

改正後は、委員会の名称を総務経済建設常任委員会及び、教育民生常任委員会とし、定数は附則により、令和7年2月11日から9人・9人、令和9年2月11日から8人・8人とするものです。

議員各位のご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（木村良博君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、発議第5号は原案どおり可決することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（木村良博君） ここで、タブレットに配信のとおり、議案第97号から第104号までの議案8件が提出されました。これを日程に追加し、委員会付託を省略して本会議で直ちに審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、日程を追加し、委員会付託を省略して、直ちに審議します。

◎議案第97号～議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（木村良博君） 追加日程第1、議案第97号から追加日程第8、議案第104号までの計8件を一括議題とします。

審査の方法は、議案第97号から第101号までの予算案5件及び議案第102号から第104号までの条例案3件について、質疑を行った後、一括して討論、採決とします。

まず、議案第97号から第101号までの5件については、給与改定等に伴う人件費に関する予算案でありますので、一括して審議をします。

予算案5件について、説明を求めます。

葛西財政課長。

○財政課長（葛西昭仁君） 改めましておはようございます。それでは、議案第97号から議案第101号の各会計の補正予算についてご説明いたします。

まず、議案第97号 令和6年度一般会計補正予算（第5号）案でございます。

今回の補正は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,910万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ250億3,285万7,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要としましては、県人事委員会の勧告内容に準じた給与改定等の影響により、人件費の予算措置を講じたものでございます。

内容としましては、各款項目にわたることから、給与明細書でご説明したいと思います。

29ページをお開きください。

給与明細書でございます。まず、1の特別職でございます。一番下の比較の欄でご説明したいと思います。

期末手当では、年間の支給額を0.10月分引き上げて合計で101万6,000円を計上してございます。

そのほか、寒冷地手当では3万円、共済費においては6万円の追加ということで、特別職につきましては合計で110万6,000円の追加となっております。

次のページ、30ページをお開きください。

2の一般職についてご説明いたします。こちらと比較の欄をご覧ください。

報酬で1,649万9,000円、給料では5,542万8,000円を追加したものでございますが、これは全ての職員を対象に全給料表を引き上げ改定したもので、若年層に重点を置いたものですが、一般会計の一般職員において平均3.69%の改定率となっております。

次の職員手当3,703万1,000円でございますが、下の表、職員手当の内訳の表において、期末手当を0.05月引き上げることから1,556万円を追加し、勤勉手当につきましては0.10月を引き上げ1,857万円を追加してございます。

また、合わせて寒冷地手当、時間外勤務手当、地域手当、共済費を追加し、一般職合計で1億2,336万5,000円を追加するものでございます。特別職、一般職合わせまして合計で1億2,447万1,000円となります。

そのほか、社会保険料、労働保険料及びそのほか特別会計の人件費に関する繰入金ということで予算措置をしてございます。

そのほか、職員等の人件費以外についてご説明いたします。16ページをお開きください。

3款2項4目保育所運営費施設型等給付費4,620万5,000円を計上しておりますが、こちらにつきましても人事院勧告による公務員給与の引き上げに伴うもので、幼稚園や保育所、認定こども園等の人件費の引き上げに係る国の基準、公定価格が上がることから、施設への給付費を措置したものでございます。

財源につきましては歳入7ページをお開きください。

施設型等給付費につきましては、国庫支出金、県支出金が充当され、次の8ページ財政調整基金繰入金で予算全体の財源調整を行ってございます。

次に、議案第98号から101号までの特別会計及び下水道事業会計の補正予算案につきましては、先ほど説明しました一般会計と同様に、県人事委員会の勧告に準じて予算措置をしたもので、一般会計からの繰入金で財源調整をしたものでございます。各会計の説明については省略させていただきます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村良博君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、議案第97号から第101号までの質疑を終わります。

次に、議案第102号から第104号までの3件については、青森県人事委員会の勧告に準ずる給与改

定等に関する条例でありますので、一括して審議を行います。

条例案３件について、説明を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一也君） 改めましておはようございます。それでは議案第102号から第104号までの説明をさせていただきます。

まず、議案第102号 つがる市職員の給与に関する条例及びつがる市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本条例案の提案理由でございますけれども、青森県人事委員会勧告に基づき、職員の給料月額等を改定するため提案するものでございます。

内容としましては、３ページから記載されております給料表の改定等により若年層に重点を置きつつ、全年齢層の一般職と特定任期付職員の給料月額、期末勤勉手当、寒冷地手当を改定するものでございます。行政職において初任給を大卒で２万３,２００円、高卒で２万３,６００円引き上げ、期末及び勤勉手当については、一般職において支給月数を期末勤勉手当合わせて１００分の１５月引き上げるものでございます。これにより、一般会計において行政職の平均給与年額、給与年額とは給料と手当など足した総額でございますけれども、この平均給与年額が５４０万９,０００円から５６２万６,０００円と２１万７,０００円、率では３.８５％の引き上げとなるものでございます。

３３ページの新旧対照表をご覧ください。

第２６条と第２９条の改正によりまして、期末手当１００分の５月、勤勉手当１００分の１０月の引き上げ分を、今年度は１２月に支給する内容となっております。

３５ページをお願いいたします。

ここでは令和７年度以降の一般職の期末及び勤勉手当について、引き上げ分を６月と１２月に均等に加算し、期末手当を１００分の１２５月、勤勉手当を１００分の１０２.５月支給する内容となっております。

３４ページにお戻りください。

ここでは寒冷地手当の額を記載のとおり引き上げる内容となっております。

続きまして、議案第１０３号 つがる市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案及び、議案第１０４号 つがる市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、市長及び特別職並びに市議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものでございます。

改正の内容につきましては、市長及び特別職並びに市議会議員の期末手当の支給月数を１００分の１０月引き上げるものでございます。支給時期については職員の給与条例と同様に、引き上げ分を今年度は１２月に支給し、令和７年度以降は引き上げ分を含めて６月と１２月に均等に配分し支給する内容となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村良博君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、議案第102号から第104号までの質疑を終わります。

以上で、追加日程に対する質疑を終了します。

これより議案第97から第104号までの8件を一括して討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ないようですので、討論を終結します。

これより一括して採決します。

ただいまの8件は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（木村良博君） ご異議なしと認め、議案第97号から第104号までの8件は、いずれも原案どおり可決することに決定しました。

◎市長の挨拶

○議長（木村良博君） 次に、倉光市長より閉会に当たり挨拶したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

倉光市長。

〔市長 倉光弘昭君登壇〕

○市長（倉光弘昭君） 議長のお許しをいただき、市議会定例会の閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

まず本定例会に提案いたしました各会計の補正予算、条例改正、指定管理者の指定といった重要案件については、全て滞りなく御承認、御議決を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

また議員各位におかれましては、本会議及び各委員会において、慎重なるご審議に対しまして心から感謝を申し上げます。

この審議の過程で皆様からいただきました貴重なご意見、ご提言等につきましては、今後十分に留意し、執行してまいりたいと存じます。

さて、姉妹都市であります北海道白老町は、本年町制施行70周年を迎えました。去る10月20日に記念式典に私が出席しました。そして、これまでの町政運営に敬意を表し、祝意を述べてまいりました。また、前日には本市において大規模災害が発生した場合に、互いに被災地での応急対策や復旧対策を円滑に行うため、災害時における相互応援に関する協定、これを締結したところであります。

本市と白老町はそれぞれ記念すべき年を迎えるわけですが、改めて文化、経済など幅広い分野における交流を深め、さらなる発展を目指し相互理解と連携に努めてまいります。

また首都圏において青森県出身者や縁故者によって組織される東京青森県人会が主催いたしました「2024青森人の祭典」これが11月9日、10日の両日、上野恩賜公園で開催されました。延べ13万人の来場者でにぎわい、本市の出店ブースは、お米すくいや農産物加工品の販売など、ステージではまた延べ3回にわたり「馬市まつり」のPRを行ってまいりました。その時私から冒頭つがる市と馬市まつりの魅力について紹介し、続いて馬ねぶたのパフォーマンスと、はやしが始まると会場は大いに盛り上がりを見せて拍手喝采をいただいたところであります。この度のイベントの参加によりまして馬市まつりの認知度の向上と観光客の獲得につながるものと期待しているところであります。

私は、9月議会定例会において、大地と農業を守り未来へつなぐまちづくりを推進するため、引き続き2期目の市政運営に当たらせていただきたいと、そう答弁いたしました。来年2月の市長選挙への出馬を表明し頑張っていきたいと思っているところであります。

重要施策であります若者の働く場の確保、魅力ある住環境の整備、結婚・出産・子育て支援の充実、生業として魅力ある農林水産業の推進、地域特性を生かした商工業と魅力あふれる観光の推進を図るため、皆様方とともに一步一步実現に向けて取り組むことが私に課せられた使命であると思っております。「ふるさと再構築」につながるものと考えているところであります。

本市のさらなる発展に向け粉骨砕身邁進する覚悟でありますので、皆様の格別のご理解をお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様にはこの1年、市政運営にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございました。

時節柄、健康には十分ご留意いただき引き続きご活躍いただきますとともに、ご家族ともども良き新年を迎えられますよう祈念申し上げまして閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（木村良博君） 以上で今定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じ、令和6年第4回つがる市議会定例会を閉会します。

（午前10時46分）

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 木 村 良 博

署名議員 平 田 浩 介

署名議員 三 橋 あさみ